

(4) 経済的な困難を抱える生徒のニーズに応じた指導方法等の調査研究 「外部機関との連携による生徒の支援」

大阪府立桃谷高等学校 定時制の課程 多部制単位制Ⅲ部
准校長 稲垣 靖

1 学校概要

(1) 沿革

本校は、大阪市生野区にある通信制の課程（大阪府立高校で唯一）と定時制の課程を併置している普通科の高等学校である。通信制の課程には日夜間部（スクーリングが日曜日と平日夜間）と昼間部（同平日昼間）があり、定時制の課程は多部制単位制でⅠ部（午前の部）、Ⅱ部（午後の部）とⅢ部（夜間の部）があり、全体で2課程5部を有している。

昭和23年に大阪府立大手前高等学校通信教育部としてスタートし、昭和41年に大阪府立桃谷高等学校が創立。数度の改編を経て、平成17年より現在の2課程5部となった。平成28年度に創立50周年を迎えている。

大阪府立学校においては、複数課程の併置校等に校長とは別に校長職である准校長をおき学校運営を行っている。本校では、Ⅰ・Ⅱ部に校長、通信制の課程とⅢ部にそれぞれ准校長が配置されている。



(2) 教育活動の特色

本校では、各個人の様々な事情（仕事・健康・家庭など）に合わせて自分のペースで学ぶことができる。中学校を卒業してすぐの生徒から、高校を中途退学した生徒、中学校を卒業したあと長い間学習から遠ざかっていた生徒など、15才から80代まで幅広い年齢の生徒が学んでいる。定時制の課程は単位制で、半期認定を行っており、入学式と卒業式はそれぞれ春と秋の2回実施している。また、募集人員の中に編転入学の枠を設けており、編転入学者も多数在籍している。

(3) Ⅲ部の特色

5月1日現在の在籍は191名で、そのうち外国籍生徒（H30年度は韓国・中国・フィリピン・ベトナム・タイ）が33名（17%）、国籍は日本であるが外国にルーツのある生徒を含めると45名（24%）を占めている。また、中学校の夜間学級を卒業後入学してきた生徒が21名（11%）、60才を超える生徒が25名（13%）で最高齢は84才である。その他、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持する生徒や中学校までに不登校を経験した生徒など、個々の状況はさまざまである。Ⅲ部ではそれらの生徒に対して、単位制の柔軟な教育システムを生かし、個に応じた支援・指導を行っている。

めざす学校像として、「安全で安心な居場所で小さな成功体験を積み重ねることで生徒を社会参画する市民として育て、社会に送り出すセーフティーネットとしての学校」を掲げ、その実現に向け、「1 個に応じた学習指導の工夫に努め、学力の向上を図る」「2 生徒の自己実現を支援する進路指導を推進する」「3 豊かな心や社会性を育む」支援を行っている。

(4) 学校の規模等

①生徒数（平成30年5月1日現在）

	通信昼間部	通信日夜間部	定時制Ⅰ部	定時制Ⅱ部	定時制Ⅲ部	合計
在籍者数	749	1,316	393	144	191	2793
内 活動生	610	1,144				
クラス数	16	29	17	7	8	77

*通信制の課程における「活動生」とは、本年度履修登録を行った生徒をさす

②平成29年度卒業生数

	通信昼間部	通信日夜間部	定時制Ⅰ部	定時制Ⅱ部	定時制Ⅲ部	合計
卒業生数	136	224	9月 11	9月 2	9月 11	519
			3月 81	3月 20	3月 34	

③教員数

	通信昼間部	通信日夜間部	定時制Ⅰ部	定時制Ⅱ部	定時制Ⅲ部	合計
校長			1		1	
准校長			1			
教頭	2			2	1	5
常勤教員	46			51	21	118
非常勤教員	24			10	13	47
合計	73			64	36	173

2 経済的に困難を抱える生徒の学習ニーズに応じた指導について

(1) 生徒の現状と課題

①現 状

上記1 (3) の通り、本校には多様な背景を抱えた生徒が在籍している。編転入学の枠があること、修業年限の弾力化（6年）を行っていることなどの理由から、在籍中に「就学支援金」の支給期間を越える生徒も多数在籍している。その際は「大阪府公立高等学校学び直しへの支援金」等を活用し、授業料の負担が生徒に及ばないようにしている。また、各種奨学金や「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金」「大阪府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費」等の申請については、事務室と教員とが連携し、申請漏れのないように丁寧に指導している。

生徒の経済状況も様々で、仕事を定年退職してから入学している生徒、生活保護世帯や本人が生活保護を受給している生徒、一人暮らしでアルバイトをしながら通学している生徒、その他の事情で経済的に困窮している生徒がたくさんいる。

② 課 題

ア、生徒の生活背景に関して

上記①の通り、生徒の生活背景（経済状況）は様々である。就学支援金等で授業料の支払いが不要であっても、その他の学校納付金がかかっている状況もある。各種奨学金や給付金等の申請に当たって、添付書類等の準備に時間がかかったり、要件を満たしているのに申請をしなかったりという家庭も存在する。自らの権利を行使するという意識付けも必要である。あわせて、生徒の経済状況を把握し、時には社会資源につなげていく支援も必要になっている。

イ、生徒の勤労意欲に関して

働きたいと思いながらアルバイトに採用されない生徒、働くことの意味が見いだせず、勤労に対する意欲の低い生徒など、勤労に対する意識はさまざまである。経験を積ませるための支援、勤労意欲を高めさせるための指導が必要である。

(2) 生徒の学習ニーズに応じた取組の状況について

本校では、生徒支援委員会を設置し、生徒の生活背景を把握して適切な支援が行えるように努めている。また、必要に応じて、関係機関との連携をとり生徒の支援を行っている。

① 入学時における生徒情報の把握について

本校では、生徒が入学後早く学校生活になじめるように、様々な方法で生徒の情報を収集し、教職員で共有している。

ア、「高校生活支援カード」について

すべての大阪府立高等学校で入学時に生徒及び保護者が、「高校生活支援カード」を記入し提出する。その中には、将来の目標や進路希望、高校生活への不安などの記載項目がある。

イ、中学校訪問、前籍校訪問について

入学前に、生徒及び保護者の了解を得たうえで新入生の出身中学校や前籍の高等学校等を訪問し、これまでの学校での様子などの聞き取りを行っている。

ウ、合格者説明会での聞き取りについて

合格者説明会時に、希望する生徒保護者を対象に、保健相談や支援相談を行っている。

エ、新入生アセスメント会議について

上記や担任との面談等で得た情報を基に、新入生についてのアセスメント会議を実施し、1年次及び生徒支援委員会の教員で情報を共有する。その会議には、下記②で配置されているスクールソーシャルワーカー及び自立支援アドバイザーにも出席いただき、支援の在り方について助言をいただいている。

オ、生徒情報交換会について

Ⅲ部の全教員が参加し、様々な方法で得た生徒の情報やアセスメント会議での見立てを共有しその後の支援に生かしている。

② 「課題を抱える生徒フォローアップ事業」について

大阪府では、中退を防止するために、様々な課題を抱える生徒に対し、民間支援団体（NPO等）と連携して、高校に「居場所」を設けることにより、生徒が抱える課題の早期発見及び不登校の未然防止を行うことを目的に「課題を抱える生徒フォローアップ事業」を実施している。本校はその指定を受け、校内に生徒の居場所となる「カフェ」を設置するとともに、SSW等を活用し生徒の支援に当たっている。

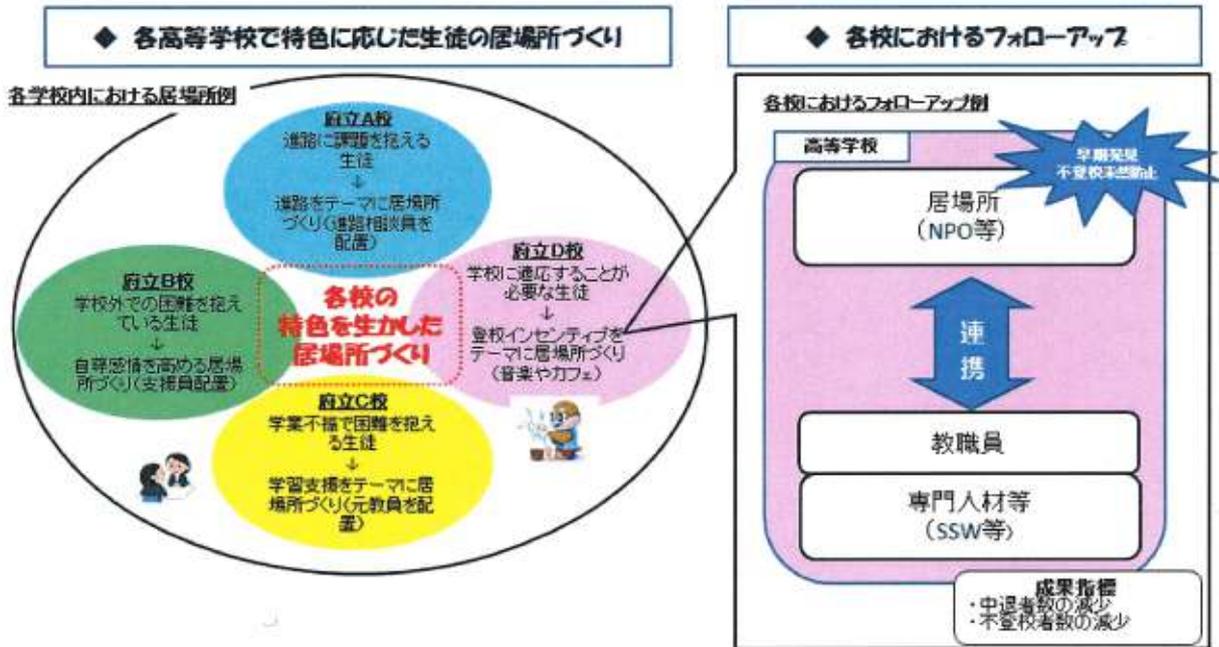
本校では、この事業を活用し生徒の様々な課題の早期発見に努めている。

ア、事業目的について

民間支援団体（NPO等）と連携し、高校に居場所[※]を設けることにより、課題を抱える生徒を早期発見や不登校の未然防止を行う。学校に配置される専門人材（社会福祉士等）を活用し、関係機関（福祉事務所等）につなぐ。 [※]学校生活で孤立するなど、課題を抱える生徒が気軽に訪れ、外部の人と話をすることができるNPO等が運営する場所。

イ、事業内容に関して

高校内の居場所に民間支援団体（NPO 等）を配置することで、支援が必要になりそうな生徒を早期発見し、登校の動機づけによる不登校予防を行う。学校の特色に応じて学校外の関係機関を活用し、これらの生徒のフォローアップを行う。



ウ、本校における「居場所型事業」の概要

(ア)「居場所」の運営

NPO 法人に委託し、授業開始前、給食時間中、授業終了後に生徒が利用できる「カフェ」を週2日設置。教員はできるだけ立ち入らないようにし、生徒が気軽にスタッフと話ができるようにしている。

主な目的は、生徒の校内での居場所づくり、登校の動機づけを通じた不登校の未然防止などである。

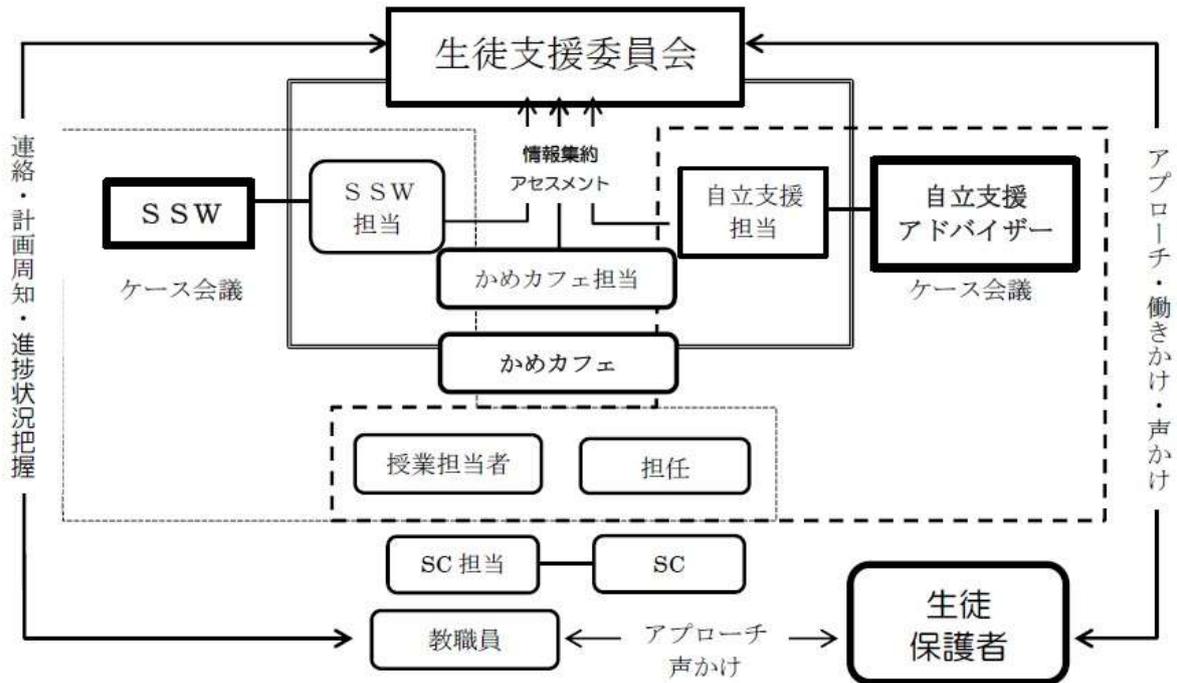
校内で「カフェ」担当教員を2名決め、「カフェ」スタッフとの連携を図っている。カフェの中でスタッフが気づいた点や生徒から直接得た情報（生徒の了解を取って）は、担当や担任に情報提供いただいている。その中に、経済的な状況も含まれている。

(イ) 外部人材の活用

本校では、スクールソーシャルワーカー (SSW) と自立支援アドバイザーを配置している。SSW には、生徒の生活背景に注目し、社会資源を活用しながら生徒の課題解決や支援について助言をいただいている。また、自立支援アドバイザーには、生徒の特性に注目し、生徒の課題解決や支援について助言をいただいている。

両者の活用の主な目的は、校内ケース会議やアセスメント会議等に参加し、教員とともに生徒のアセスメントや課題を抱える生徒への支援について専門的な観点から助言いただくことにある。

(ウ) 校内体制



③ 4年間を見通した進路指導について

生徒が高校卒業後に社会的に自立した生活が送れるよう、平成30年度に4年間を見通した進路ホームルームを実施した。生徒の現状を分析し、4年間でどんな力を身に付けさせる必要があるのかを進路指導部中心に検討し、1年次『働くこと』について考え、それぞれの勤労観を養う、2年次「アルバイトについて」、3年次「職業を知ろう」、4年次「社会に出る前に知っておいたほうが良いこと」とテーマ設定をした。

その他、生徒に働く経験をさせるために、年に数回「ハローワークに行こう」と呼びかけ、教員がハローワークに同行して求職申込みを行うなど、就労につなげる取組みも実施している。

3 まとめ

経済的な困難を抱える生徒の学習ニーズに応じた指導方法等をテーマとしてここまで記載した。実際には、経済的な面だけでなく生徒の背景を把握し、外部人材・外部機関と連携して必要な支援を行い、生徒を社会参画する市民として育て、社会に送り出すための取組みである。今年度は大阪府の「課題を抱える生徒フォローアップ事業」を受け、外部人材・外部機関との連携を進めてきた。あわせて、進路指導の改善にも取り組んだ。結果として、学校斡旋就職希望者は全員内定を勝ち取った。今後も、生徒が経済的な事情で学校生活・学びをあきらめることのないように、これまで培ってきた様々な手法を用いて生徒の背景を把握し、一層外部との連携を深めた支援を続けていく所存である。

(4) 経済的に困難を抱える生徒のニーズに応じた指導方法等の調査研究

「チーム学校としての協働を目指して－SSWの活用とPTAとの連携－」

鳥取県立鳥取緑風高等学校長 古田 嘉博

1 学校概要

(1) 沿革

本校は、鳥取県鳥取市に位置し、定時制課程総合学科と通信制課程普通学科を併置する単位制の定時制・通信制課程の独立校である。定時制課程は午前部、午後部、夜間部の3部制からなり、通信制課程は日曜日または火曜日の週1回通学日を設けスクーリングを受けるシステムである。平成10年3月に出された「高等学校教育改革基本計画」を受け、県内初の定通独立校として平成15年11月1日に設置され、翌平成16年4月1日に開校した。開校当初から生徒のニーズにあった柔軟な対応のできる学校を目指し、今年度で創立15年を迎え、これまでに両課程を合わせて882名（平成30年9月末現在）の卒業生を輩出してきた。



鳥取緑風高等学校正面玄関

(2) 教育活動の特色

創立以来、本校教育の基本方針（学校のアイデンティティ）に「真摯：心身ともに健康で、何事にもひたむきに取り組む生徒を育てる」、「自立：自己の向上に努め、たくましく生きる力を持った生徒を育てる」、「共生：お互いを思いやり、支え合う優しさを持った生徒を育てる」を3本柱として掲げ、中長期目標（学校のビジョン）には以下7つを据え教育活動に取り組んでいる。

- (1) 基本的な生活習慣の確立による、生徒の自己管理能力の育成
- (2) 夢と希望を持ち、世界を広げていくことのできる生徒の育成
- (3) 社会のルールやマナーを遵守する生徒の育成
- (4) 基礎・基本の重視による、生徒一人一人の学力の向上
- (5) 生徒が将来の生き方を意識する進路指導の充実
- (6) 自律性を伴った、生徒の自主性の育成
- (7) 自然環境について考え、行動することのできる生徒の育成

(3) 学校の規模

生徒数は平成30年5月1日現在、定時制課程181名、通信制課程78名の計259名が在籍し、クラス総数は定時制課程3部の1年次から4年次までを合わせて15クラス、通信制課程は1年次から3年次までを合わせて6クラスである。常勤の教職員は、校長1名、教頭3名、事務長1名、主幹教諭1名、その他教職員38名、非常勤教職員28名で、総数72名である。

2 経済的困難を抱える生徒の学習ニーズに応じた指導について

(1) 生徒の現状と課題

本校に限ったことではないが、定時制課程においては勤労青少年の数は減少し、在籍する生徒の年齢層は約98%が10代で、中学卒業と同時に入学してくる。通信制課程においては、勤労青少年は一定数在籍し、子育てしながらあるいは子育て後や定年退職後に入学する生徒も在籍している。年齢層は10代が約77%、20代が約18%で計95%を占めている。

定時制・通信制課程とも、不登校経験者、全日制課程からの転入学者、学習歴に空白がある者など学力差は幅広く、対人コミュニケーションを苦手とする生徒も多い。全日制課程と比較すると、特に特別な教育的支援を必要とする生徒の割合は高く、本人・保護者の同意を得て中学校から引き継がれる情報も年々増え続けている。

また昨今は、家庭に関する悩みを抱えている生徒への対応が大きな課題の一つとなっている。

入学動機やライフスタイル等、多種多様な生徒の自己実現の場として学校の果たす役割は大きく、社会的な自立に向けた支援を充実させることや、生徒個々の能力や可能性を伸ばしていく効果的な取組を模索している。特に対応の難しい「経済的な困難さに関する現状と課題」を次のとおりまとめる。

①現 状

平成29年度の授業料等に関する状況は、就学支援金受給者の割合が定時制課程及び通信制課程とも非常に高く、非課税世帯等への奨学給付金受給者も多い。学校徴収金についても、遅れて納入したり、支払いが困難で学校に相談が寄せられるケースがある。アルバイト等を行い自身で徴収金を支払う生徒や、中には一家の生計を立てている生徒もいる。

また、ひとり親家庭や多子世帯の割合も高く、経済的に苦しかったり、やむを得ず十分な養育が果たせない等、これらに起因する衣・食・住の基本的生活に困難を抱えた生徒への支援が必要な状況がある。

②課 題

ア、保護者の養育問題を抱える生徒への対応について

保護者や家族の抱える問題は多種多様であり、個に応じた対応は複雑で非常に困難なケースが多く、その都度、関係者で検討を重ね地道に対応をしているのが実態である。

(ア) 家庭の経済的問題（子どもの貧困）

経済的な問題で食事を十分にとっていない、冬場でも暖かい衣服が買えない、体調が悪くても病院に行けない等、切実な相談がある。

また、保護者自身が病気等のために就労できなかつたり、保護者に連絡をしても経済的な事情、多忙や無関心から、第三者の介入や支援がなければ保護者自身が行動を起こせない事例では、生徒にとって何がベストかを考えてアプローチしても、最良の解決策に辿り着けないこともある。

(イ) 18歳の壁

ネグレクトや養育放棄など、保護者の養育態度に問題がある場合、児童相談所につないだり、要保護児童対策地域協議会をはじめとする福祉機関と協力し、関係者による対応を検討・実施するが、児童年齢を超える18歳以降になると、高校生とはいえ支援対象外になる事例がある。まだ高校生である生徒たちにとっては、児童福祉の観点から守られるべき存在であり、18歳を超えることによって支援等に一線を引かれてしまうことのダメージは大きい。

イ、医療や福祉など関係機関（専門機関）とのつながりづらさに関して

生徒から相談を受けたり、日々の様子等を観察して生徒や保護者に学校側からアプローチすることはしばしばである。

（ア）保護者との温度差

学校側と保護者の考え（緊急度や必要度）に温度差があり、例えば、金銭の使い方の優先順位が適切でなかったり、健康状態がよくない生徒がすぐには病院受診に至らなかったりすることもある。

（イ）関係機関との連携

起こっている出来事を想定して、校内で実態を整理し、状況に応じてS S Wが関係する機関に相談・連携を依頼する。

しかし、書類を整え提出することに困難を感じている保護者は多い。行政用語が難しい、相談しても説明がよくわからない、記載してある内容の意味がわからないといった保護者は多く、提出すれば支援を受けることがわかっている場合でも提出へのハードルは高い。

（２）生徒の学習ニーズに応じた取組の状況について

本校では、生徒が「学校には居場所や安心の材料がある」と実感し、学習をはじめとして、高校生活を少しでも安心して円滑に送ることができる学校づくりを重視している。

「学習ニーズに応じた」という主題にマッチしないかもしれないが、特に「経済的に困難を抱える生徒」が安心して学習に臨めることを意図した本校取組を紹介する。

① スクールソーシャルワーカー（S S W）と連携した取組

本県教育委員会は、平成25年度からスクールソーシャルワーカー（以下S S Wと略）を拠点校方式で県立高等学校2校に配置し、配置校を拠点として必要に応じて他の県立高等学校等の生徒支援を行うこととした。現在、配置校は5校となった。

本校は、S S W導入当初の平成25年度から配置校となり、S S Wは原則週35時間勤務の非常勤職員である。日常的に生徒や保護者を関係機関とつないだり、教職員の相談や関係機関との対応等がスムーズになり、校内でのチーム支援体制を構築している。

ア、S S Wの役割について

社会福祉分野の専門的な知見を有するS S Wは、家庭・友人関係・地域社会などの生徒が置かれている環境に働き掛け、関係機関と連携を図りながら有効な支援を行うことを趣旨として配置されている。

（ア）S S Wの職務について

S S Wの主な職務を整理すると、以下の内容のようになる。

- 問題を抱える生徒が置かれた環境（家庭、友人関係、地域社会）への働き掛け
- 関係機関（福祉・保健・医療機関、警察等）とのネットワークの構築、連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 保護者、教職員等に対するコンサルテーション（支援・相談助言・情報提供）

（イ）S S Wを活用したチーム支援体制

本校にとって、S S W配置校であることが功を奏しており、S S Wを教育相談・生徒指導に関する校内組織等に位置付け、生徒指導上の諸課題についてもS S Wの有効な活用を図っている。

イ、SSWと連携した具体的な取組に関して

校内分掌では教育相談部が核となり、SSW及び生徒指導部や学年団、事務部、スクールカウンセラー（以下SCと略）等との事例検討会議や、定例で月1回、SC・SSW連絡会を行うなど、生徒・保護者対応をコーディネートしている。従来から配置されている心の専門家であるSCに加え、SSWが配置されたことにより、専門家同士が情報共有しそれぞれの役割に基づき、教職員とともに生徒指導・支援にあたっている。

(ア) 生徒・保護者・家庭に関する困難事例への対応例

アセスメントを経て生徒や家庭への支援が必要だと判断した場合、課題解決のためのプランニングを行う。プラン実行については、SSWが中心となって県や市町の福祉関係機関と連絡・調整や対応に関する協議を行い、よりよい対応策を考え、校内外の関係者が連携して実行する流れである。例えば、何らかの経済的な支援や住まいの提供を受けたり、地域のこども食堂に通うようになり併せてボランティアとしてこども食堂を手伝う生徒も何名か出てきた。

在学中に18歳を超える生徒は多く、県や市町、NPO等の複数の相談窓口や関係機関に働きかけ、その支援に結びつけている。弟妹がいる場合、SSWが関係機関や小中学校等とも連携して家族全体に対する支援会議を開き、当該生徒への支援に結びついた事例もある。

困難事例がある家庭訪問には、担任等に加えてSSWが同行し、複雑な手続きや役所に提出する書類準備、衣・食・住の環境整備の相談にのり、保護者が少しでも行動を起こしやすいようにサポートしている。その結果として、生徒の基本的な生活の安定につながるとともに、生徒にとって学校は相談できる場所、安心できる場所であるというセーフティネットの役割も担っている。

(イ) 校内における事務担当者との連携

本校では、就学支援金や奨学給付金受給のための手続きが困難な場合、保護者に対する説明及び書類準備等を、SSWと事務担当者がサポートしている。単に受給手続きで終わらせるのではなく、経済的に何をどのように困っているのか、保護者面談を丁寧に行い実態を把握して、上記（ア）のように必要に応じて関係機関とつなぐことも円滑になってきた。

② PTAからの応援～「緑風応援食堂」～

本校に食堂はなく給食も未実施で、自動販売機で飲料と栄養補助食品を販売している程度である。今年度初めての試みとして、生徒の学校生活や学習への意欲喚起を目的として、PTAと協力し「緑風応援食堂」を実施した。

ア、「緑風応援食堂」の開催

(ア) 開催のきっかけ

昨年度末のPTA役員の方の反省会において、次年度の行事を検討した際、「保護者で協力して、子どもたちにお腹いっぱいご飯を食べさせたい。」「子どもたちに学校生活を頑張れ！というメッセージを出したい。」「生徒たちに、学校や親から大事にされていると感じさせたい。」という意見が出た。これをきっかけとして、今年度当初のPTA役員会で行事を企画することとなった。

(イ) 開催までの企画について

本校は、定時制課程は昼間部の午前部・午後部及び夜間部があり、月曜日から金曜日に登校するが、学校で過ごす時間帯はそれぞれ異なっている。通信制課程は、日曜日または火曜日のいずれかの



緑風応援食堂当日の様子（本校中庭）

週1日しか登校しない。これらの異なる部課程の生徒たちに、みんな平等に満遍なく食事を提供したい、というのがPTAと教職員の願いであった。各部課程の生徒たちができるだけ多く登校する日を選ぶこととして、10月3週目に実施した。日曜日には通信制課程の日曜スクーリング生徒、火曜日の昼間には定時制課程午前部・午後部と通信制課程の火曜スクーリングの生徒、同じく火曜日の夜に定時制課程夜間部の生徒にカレーライスを無料で提供した。

イ、「緑風応援食堂」当日

(ア) 準備～メニューはカレーライス～

両日ともPTAボランティアを募って、授業があいている教職員も加わり、朝9時半から仕込みにかかった。PTA会長の職場が児童福祉施設であり、栄養士や調理師が勤務されているので、両日とも買い出しや調理等の運営に全面的に協力してくださった。この助力は大きかった。

(イ) 会食～生徒たちの反応～

食事場所は芝生のある中庭にテーブルを準備した。「親が来てるから、恥ずかしがって食べに来ないかも・・・」「集団が苦手な子が食べに来るかな・・・」といった心配の声もあった。しかし、予想に反して生徒たちは徐々に遠慮なく

カレーライスをおかわりした。最高5杯のおかわりもあった。幸い2日間とも晴天に恵まれ、伸び伸びと芝生の上で食事と会話を楽しみ、たくさんの笑顔を見ることができた。



緑風応援食堂のスタッフ（PTA、教職員）

3 まとめ

本年度12月の学校評価アンケートにおいて、「相談等への丁寧な対応」への問いに対し、生徒の約83%、保護者の約95%から肯定的回答が得られた。また、生徒の記述回答の中には「カレーの配布とかがあると助かる、カレー以外にも・・・」「学校で温かいものが食べられるようにしてほしい。そうしたら体が温まり寒さ対策になり、授業に集中しやすくなる」という内容があった。もちろん保護者からも賛同の声があり、来年度も緑風応援食堂を実施する予定である。学校としては、他県の学校訪問等も実施し、生徒に補食などを提供するよい方策がないか研究を始めたところである。

現在、本校では「基本的生活習慣の確立」を一番の重点目標としているが、SSWやPTAと連携した取組をとおして、生徒たちは衣・食・住の基本的生活の保障がなされることが土台となって、安心して学業に専念できるものだと改めて感じている。

どの課題もすぐに解決できる名案はなく、今後も一つひとつで丁寧に考え対応していくことが柱となるが、学校としてはクローズではなく、開かれた学校であることを基本とするのが重要であるとする。生徒たちも学校外の力を得ることや、地域や学校外の方と多様に関わることをとおして、自立のための生きる術や、勇気をもらうことができると思う。良いことばかりでなく学校の持つ課題も発信していくことで、家庭・地域や関係機関と学校が協働に向かいはじめ、助力を仰ぐことで、生徒の未来につながると感じる。

(4) 経済的に困難を抱える生徒のニーズに応じた指導方法等の調査研究 「本校における就学支援の実態について」

沖縄県立泊高等学校長 下 地 隆

1 学校概要

(1) 沿革

本校は、昭和 52 年 4 月 1 日に那覇高等学校と首里高等学校の定時制課程夜間部を移管統合するとともに、小禄高等学校の通信制課程を移管し、定時制課程夜間部と通信制課程を設置する県内唯一の定時制通信制課程普通科の独立校として那覇市泊の地に開校した。平成 2 年には、定時制課程午前部が開設され、新しい時代に対応する単位制高校としてスタートした。今年で創立 42 年目を迎え、これまでに通信制課程約 7800 名、定時制課程午前部約 1700 名、定時制課程夜間部約 1800 名、合計 1 万 1 千名余りの卒業生を輩出した。

(2) 教育活動の特色

創立時の信念を受けて「人は変わりうる存在である」と言う言葉を学校経営の根幹におき「志ある者には最大限のチャンスを与え、最大限の支援を行う」をスタンスとして、校訓である「自覚」・「敬愛」・「実践」を基調にすえて、生徒一人ひとりに寄り添いながら、生徒の夢実現に向けて、職員一同心を一つにサポートしていく学校である。



(3) 学校の規模

生徒数（平成 30 年 5 月 1 日現在）は、通信制課程 716 名、定時制課程午前部 403 名、定時制課程夜間部 191 名、計 1310 名である。また、本校には、「高等学校生徒就学支援センター」が設置されている。同センターは、「高校に通うことを悩んでいる生徒を高校に戻れるように支援する」機関で、538 名の生徒が支援を継続している。職員は、校長 1 名、副校長 1 名、教頭 3 名、事務長 1 名、定時制午前部 46 名、定時制夜間部 30 名、通信制課程 38 名で、職員総数 120 名である。

2 経済的に困難を抱える生徒の学習ニーズに応じた指導について

(1) 生徒の現状と課題

働きながら学ぶ生徒に対する高校教育の場としての役割を担ってきた。定通教育だが、教育的役割は時代と共に変化し、本校においては、「学び直しの場」、中高年齢者の「生涯学習の場」、「通級」等、求められる役割が拡充している。生徒の生活の背景は様々だが、中でも経済的困難を抱える者は少なくない。

沖縄県における子どもの貧困率は、平成 27 年 11 月に県が実施した調査（8 自治体、約 41 万世帯、子ども数約 20 万名）では 29.9%で、全国の 16.3%と比較し 1.8 倍となっている。

① 現 状

本校の生徒は、小・中学校で不登校経験者が多数いる。不登校の原因となった要素は、いじめ、集団のなかで息苦しさを感ずる、発達障がいを抱え授業についていけない等様々な要因がある。また家庭環境の悪さも一つの要因であると思われる。中学校での出席率の悪さが、高校入学後も続き、授業への参加ができず、単位を修得できず、卒業できない状況に陥り、中途退学になる場合もある。

また、経済的な理由で、家庭での学習が困難であったり、学習する習慣が十分に身につけていない生徒、通学に支障が出ている生徒もいる。

② 課 題

ア、学力の保障について

小・中学校での不登校による基礎学力が身につけていない生徒が少なからずいるので、本校では様々な工夫をしている。

(ア) 学び直し科目の設定

基礎学力の向上を図るため、数学においては午前部・夜間部で「数学Ⅰ」の履修前に「数学計算」を開設し、小1から中3までの基礎計算を中心とした授業を展開したり、通信制課程でも「学び直しの数学」を開設し、PCやプロジェクター等を利用しわかりやすいスクーリング展開に努めている。

(イ) 進学に対する支援について

大学等への進学を後押しするために、市町村と連携し、学習支援として高校生未来塾（無料）を沖縄県教育委員会は推進している。

イ、特別な支援を必要とする生徒への対応について

本校では、特別な支援（身体的、心理的）が必要な生徒が多数在籍している。このような生徒への対応については、沖縄県教育委員会の配置事業を活用し、支援を行っている。

(ア) 特別支援教育支援員の配置

午前部に2名、夜間部に1名配置しており、教室に入れない（別室登校）生徒への対応や授業で同席し、学習支援等を行っている。過去には、別室登校をしながら単位修得を果たし、卒業した生徒の事例もある。これも、先生方の理解と家庭との密な連携ができた成果である。

(イ) 就学支援員の配置

就学支援員（SSW）は、福祉系と心理系が配置され、スクールカウンセラーと協働しながら、生徒への対応、外部機関（児童相談所、各市町村役所福祉課、市サポートセンター、若者みらい相談プラザ sorae、民間支援団体等）への繋がりを行っている。

ウ、経済的困窮な生徒について

本校では、ひとり親世帯や生活保護受給世帯、若年の妊娠・出産等、経済的に困窮の家庭の割合も少なくはない。特に厳しい家庭の生徒は長時間のアルバイトや複数のアルバイトを掛け持ちせざるを得ない状況にある。そのためアルバイトの疲労から授業中の居眠り、遅刻、欠席が続くなど、勤怠面の悪化に伴う学業不振、アルバイトに専念するために休学を余儀無くされる傾向がある。

(2) 生徒の学習ニーズに応じた取組内容について

本校では、経済的に困難を抱える生徒の割合が高い。困窮している家庭に対しては様々な制度を活用し、学業に安心して打ち込める環境作りを行っている。

① 学費等の支援について

学費の主な要因である授業料については、国の就学支援金制度を活用しているが、定時制課程の限度が48月までの支援となっている。本校では、年に2回、転編入試験で他校からの生徒の入学もあり、また家庭の事情や、生徒本人の事情等様々な理由で限度月を超える生徒も少なくない。このような現状を踏まえて、国や県の他の支援を活用しながら、高校卒業を支援している。

本校の「就学支援金」の対象者は、定時制午前部で約80%、定時制夜間部で約70%、通信制課程で47%である。48月を超える生徒に対しては、「学び直し支援金」や「授業料免除」で卒業までの授業料負担の軽減を行っている。また、校納金等の援助に対しては、非課税世帯に対し、「就学のための給付金」を活用し、支給対象世帯が、午前部で47%、定時制夜間部で45%、通信制課程で55%を占めている。

② 学業と就労との両立について

経済的な困窮からアルバイトを長時間せざるを得ない生徒の多くは、アルバイトの疲労から欠席が続く傾向がある。連絡しても勤怠状況が改善されず、単位修得が危ぶまれる生徒については、沖縄県教育委員会の配置事業である中途対策係が定時制午前部、定時制課程夜間部にそれぞれ1名配置されており、中途対策係が家庭訪問をし、保護者や生徒と面談を行い、学業とアルバイトの両立の手立ての相談や、どうしても仕事が優先の場合の休学への手続きを取る等対応を行っている。

③ 奨学金の支給状況

本校では、あらゆる奨学金を生徒に周知している。生徒の家庭状況から貸与の奨学金より給付型の奨学金を活用している。今年度、本校が行っている給付型の奨学金は以下の表のとおりである。

- ・ 日本学生支援機構大学等予約奨学金（月額3万～12万：卒業まで）
- ・ （一財）沖縄県高等学校定時制通信制教育振興会（5万／年1回）
- ・ （公財）金秀青少年育成財団（5万／年1回）
- ・ （公財）日本教育公務員弘済会（5万／年1回）
- ・ （一社）沖縄県教職員共済会（5万／年1回）

④ 実務代替について

本校夜間部では、就業の一定条件を満たした生徒へは、年間2単位、在学期間中に6単位を上限に単位の修得を認めている。

⑤ 様々な単位認定について

本校では、家庭の事情等で学校に通えない生徒に対し、色々な形で単位修得ができるよう以下の取組を行っている。

高等学校卒業程度認定試験、技能審査、学校外学習、併修（部間、定通、定定）等

3 まとめ

近年、定時制通信制に通う生徒は、勤労青年の数が減少し、全日制からの進路変更等に伴う転入学・編入学生徒、小中学校で不登校経験者など自立に困難を抱える生徒、過去に高等学校教育を受ける機会が少なかった生徒、外国籍の生徒、また特別な支援を必要とする生徒等、様々な背景を抱えた生徒が多く在籍している。

今回のテーマである「経済的に困難を抱える生徒」は、定時制通信制課程高等学校の場合、全日制課程高等学校に比べて、多く在籍していると考えられる。その中で、高等学校就学支援金制度については手続き書類の提出に手間がかかり、事務的煩雑さで大変苦労しているのが現状である。

例えば、特別な支援を要する生徒については、その保護者も何らかの障がいを持っている場合もあり、理解に時間がかかり、書類も期限まで提出できないこともある。また、通信制課程の場合は登校日が週一のため、事務手続きが困難である。

きめ細かな指導・支援を行うためには、教職員の定数の改正や SC ,SSW の配置、また、手続きの簡素化が望まれる。

働き方改革、教職員の負担軽減等が叫ばれている中、本校の学校経営の根幹である「志ある者には最大限のチャンスを与え、最大限の支援行う」を理念に基づき、生徒が、「夢実現」へ向かって泊高校に入学して良かった思えるような学校であるよう「チーム泊」として、邁進していく所存である。

(5) 非行・犯罪歴を有する生徒のニーズに応じた指導方法等の調査研究

「盛岡少年刑務所における通信制高校教育の実施状況と今後の課題」

岩手県立杜陵高等学校長 小笠原 健一郎

1 学校概要

(1) 沿革

本校は、岩手県盛岡市に位置し、定時制・通信制普通科の高等学校である。大正13年10月に「私立盛岡夜間中学」として創立され、昭和23年4月に学制改革により「岩手県立杜陵高等学校」と改称。その後、昭和43年4月には定時制・通信制を併設、岩手県初の定通センタースクールとして位置付けられた。その後、県内数か所に分室を設け、平成21年4月には奥州校（定時制・通信制）を開設、平成30年4月に通信制宮古分室が宮古高等学校となるなどを経過し現在に至っている。この間、昭和38年に日本放送学園高等学校の協力校となり、昭和51年に盛岡少年刑務所被収容者に通信制教育を開始、昭和56年に技能連携校と提携、そして昭和63年には全国に先駆けて定時制課程に単位制を導入するなど、多様な生徒に対応した魅力ある学校づくりと幅広い社会教育の実践を特色とする学校で、今年で創立から94年目を迎え、これまでに12,904名の卒業生を輩出してきた。

(2) 教育活動の特色

教育目標は、「1 自他の人格を敬愛し、心身ともに健全な人間の育成、2 自主自立の精神を持ち、社会に貢献できる人間の育成、3 自己の能力を伸ばし、学び続ける意欲を持つ人間の育成」であり、創意・誠意・熱意の3意を校訓に掲げている。また、生徒個々の課題に対応する教育実践の先進校、進んで挨拶でき明るく元気な杜陵高校生を教育方針として、目標に向かって精一杯がんばる一人ひとりを教師が全力で支える学校の実現を目指している。



また、特色ある教育活動としては、生徒個々の課題に対応した教育の実践と教育相談の充実としてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの複数配備、本校通信制主催地域連携ネットワーク会議などがあり、過去に文部科学省「定時制・通信制ステップアップ事業」実践研究校（2年）、文部科学省「定時制・通信制チャレンジ事業」実践校（1年）の指定を受けている。

(3) 学校の規模

生徒数は、定時制117（本校）名、73（奥州校）名、通信制148（本校）名、105（奥州校）名で、生徒総数は443名、クラス総数は24クラスである。教員は、副校長5名、教職員数は106名である。なお、昨年度までは宮古分室があったが、今年度より宮古高等学校に移管されている。

2 盛岡少年刑務所における通信制高校教育（特別教科指導）の実施状況と今後の課題

（1）はじめに

本校では、社会の広範囲にわたる教育活動の一環として盛岡少年刑務所の被収容者の集団入学を受け入れ、学校教育法に基づく通信制高等学校教育を実施している。この教育は昭和51年5月26日、岩手県教育委員会並びに岩手県立杜陵高等学校（以下、「杜陵高校」という）等、教育関係機関の矯正教育に対する理解のもと盛岡少年刑務所が杜陵高等学校の集団入学施設として認可を受け、4名の高校中途退学被収容者が編入学を許可されたことに始まる。

本調査研究では、非行・犯罪歴を有する生徒（被収容者）の学習支援と再犯防止を主目的に、盛岡少年刑務所と連携した修学支援の一環として矯正施設内での本校通信制教育活動の概要とその成果・課題についてまとめたものである。

（2）高校教育開始までの経緯

昭和50年4月、当時の盛岡少年刑務所長が新聞広告で杜陵高校が通信教育受講生を募集していることを見つけ、杜陵高校と岩手県教育委員会に赴き、矯正処遇および社会復帰のための学力養成等を目的に、当所被収容者の受講認可の申し出をしたことに端を発する。以後、実現まで1年間の話し合いが続けられ、すでに通信制高校教育の実績を持つ、松本、奈良両少年刑務所の前例が好材料となり、様々な困難を乗り越えて県教育委員会の受講認可を受けるに至った。全国で3箇所目であったが、現在、奈良少年刑務所は廃庁のため実施しておらず、全国では2箇所のみとなっている。

（3）盛岡少年刑務所について

盛岡少年刑務所は、法務省矯正局の仙台矯正管区に属する刑務所。全国6箇所の少年刑務所のひとつである。明治5年に盛岡市に獄舎として設置され、大正11年に盛岡少年刑務所と改称。主として、年齢が26歳未満で犯罪傾向の進んでいる男子の懲役受刑者を収容する施設で、東北6県で刑が確定した者および関東ならびに北海道で刑が確定した者の一部の受刑者を収容している。平成23年からは刑終了時36歳未満の受刑者も収容するようになり、収容定員468名で現在、収容者は約180名、職員定数131名の矯正施設である。なお、昭和25年に花巻市に疎開中の高村光太郎が来所講演し、受刑者のために「心はいつでも新しく」を揮ごう。当所の愛唱歌ともなっていて、構内に書碑があり毎年7月に高村光太郎祭を開催している。



書 碑

(4) 盛岡少年刑務所の通信制高校教育（特別教科指導）概要

① 受講者について

対象となる受講者は義務教育修了者および高等学校中途退学者で、矯正処遇として特別教科指導（高通信制高校教育）を希望する被収容者の中から、本人の学習意欲、行状、能力、刑期などを勘案し選抜されている。杜陵高校は学校教育法に基づく通信制高等学校教育を実施し、所定の単位の修得ののち高等学校卒業資格を授与している。

基本的には3修制で3年を必要とするが、編入学年次および受講（在籍）期間は、本人の単位取得状況により異なる。実際の事例として、1年次編入で3年間、高校中退者は2年中退者が2年次編入で2年間、3年中退者が3年次編入で1年間が必要となる。受講者の年齢は少年というよりは青年層が厚く、概ね20代が多い。

② これまでの入学・卒業者数

最初の昭和51年に入学した4名のうち1名が翌年3月に卒業して以来、現在までの42年間で累計総数218名が入学し、うち145名が高等学校卒業資格を取得している。以下に、平成21年以降の入学・卒業者数の推移を示す。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	累計
入学者数	6	4	8	5	6	6	7	5	4	4	218
卒業者数	7	6	4	3	6	5	6	4	1		145

③ 通信制教育（特別教科指導）の実際

ア、本校通信制教育の特色について

盛岡少年刑務所においても杜陵高等学校通信制課程に準じて教育課程が編成され、本校とほぼ同じ授業が行われている。本校は昭和63年に全国に先駆けて単位制を導入しており、決められた単位を積み上げ74単位以上を修得すれば杜陵高等学校卒業が認められる。単位認定はレポート・スクーリング（面接指導）・テストの3本柱で実施される。月平均4回のスクーリング受講、それに伴い余暇時間を活用しての自学自習によるレポート作成、前・後期に実施する年2回の期末テストを経て単位認定となる。

イ、盛岡少年刑務所での通信制教育（特別教科指導）について

本校スクーリングでは週3回（日、月、水）同一授業が行われているが、盛岡少年刑務所では毎週木曜日がスクーリング（高校教育実施）日となっており、年間に各教科14回のスクーリングが行われている。その他、実習などを必要とする家庭総合や情報などの科目については、年2～3回の集中スクーリングで対応している。刑務所受講生へのスクーリング（面接指導）は、盛岡少年刑務所内の一室を教場として行われており、杜陵高校教諭等の面接指導時では常に当少年刑務所職員が立ち会いのもと行われている。スクーリング時間は、受講生にとっては矯正処遇時間内の教科指導であり、原則的に欠席や登校拒否はなく、また刑務所の処遇審査会で選抜されていることもあって受講姿勢や態度、学習意欲も良好で、学習計画は概ね順調に実施されている。また、刑務所受講生徒数の適正規模は全受講生で15名を超えない程度で選抜されてきている。なお、盛岡少年刑務所の4月の入学式、3月の卒業式では、本校校長、副校長、担当教諭らが当少年刑務所に出向き、関係者の参列のもとそれぞれ厳かに行われている。

ウ、盛岡少年刑務所での通信教育指導体制について

特別教科指導（個別面談指導）を実施するのは本校の教諭6名で9科目、岩手県教育委員会から非常勤講師委嘱を受けた刑務所職員等の9名で15科目の合計24科目となっている。以下に平成30年度の担当者と担当教科を示す。なお、近年は本校においても生徒数が減少していることから教職員定数の見直しが進み、当少年刑務所に派遣できる科目が少なくなっている。その分、当少年刑務所の担当官・講師が増えている。

杜陵高校		盛岡少年刑務所	
教諭 (刑務所担任)	数学I下、数学A	教育専門官	生物、化学、地学基礎
教諭	化学基礎	教育専門官	世界史B、地理B
教諭	コミュニケーション英語I上	教育専門官	コミュニケーション英語I下、英語表現
教諭	書道I・II・III	作業専門官	社会と情報
教諭	家庭総合	刑務官	現代文B
講師	生物基礎	刑務官	現代社会
		刑務官	保健、体育A
		刑務官	体育B
		非常勤講師	国語総合、古典B

④ 矯正施設と連携した修学支援の成果

ア、盛岡少年刑務所と杜陵高校が連携して教育上必要な修学支援等を講ずることで、非行・犯罪歴を有した青少年が早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し改善更生する一助となっている。

イ、盛岡少年刑務所の集団生徒は刑務作業と並行して高校通信教育の自学自習に取り組むだけに、忍耐力、自律心が強くなり、さまざまな雑音に惑わされることなく生活・学習できるなど矯正処遇の一部にもなっている。

ウ、盛岡少年刑務所の約9割の受刑者が高等学校卒業の学歴を有していない中、本校通信制教育で高等学校卒業資格を得ることで、出所後の生活設計の選択が増え、円滑な社会復帰に貢献しているようである。

エ、スクーリング（個別面談）で、本校教諭が一般社会の社会人という側面も持って受講生に働き掛け、声掛けすることは普通社会との架け橋という一面もあり、希望を持たせる効果もあるようである。

オ、盛岡少年刑務所では、矯正指導の一環として高村光太郎祭、運動会などの諸行事が行われているが、特に毎年9月の運動会には近隣の住民と一緒に本校教諭が招待され、当少年刑務所担当教諭のみならず他の本校教諭が見物に訪れ、大きな声援を送っている。受講者の励みになっているという。

カ、盛岡少年刑務所、盛岡少年院、盛岡少年鑑別所の3所共催の催事「盛岡矯正展」が毎年9月に盛岡少年刑務所を会場として行われ、その案内が本校にもくる。内容は、刑務所施設見学、刑務所作業製品・職業指導製品の展示・即売である。数は多くはないが高校教員も訪れ、その作品に触れる機会となっている。

(5) 今後の課題

ア、近年は本校においても勤労青少年の急減等で生徒数が減少していることもあり、教職員定数の見直しが進み盛岡少年刑務所に派遣できる科目が少なくなっている。その分、盛岡少年刑務所の担当官・講師が増えているのが現状であり、少年刑務所に派遣できる教員の確保が課題である。一方で、盛岡少年刑務所の被収容者数も減少しており、本校への集団入学生の確保も気になるところである。

イ、上記に関連して、本校は、ほかにNHK学園高校の協力校の役目を担いながらも、当少年刑務所への派遣を優先しているが本校教員の定数の変化や人事異動の時期によっては盛岡少年刑務所側に急な講師確保をお願いするケースもある。指導体制を中心に本校（県教育委員会）と当刑務所の担当者との緊密な連携が一層求められる。

(6) まとめ

平成28年公布・施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき平成29年12月に「再犯防止計画推進計画」が閣議決定されている。その中の第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 ②非行等による学校教育の中断の防止等 イ矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実で、「法務相は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在所者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。」とうたっており、我々高校通信制教育関係者と矯正施設関係者は互いに協力し合って、再犯防止への取組みを一層強化して、広く発信しその実現への努力も必要だと思われる。

最後に、盛岡少年刑務所の約9割の受刑者が高等学校卒業の学歴を有していない現状から、出所後の人生設計・生活設計の基礎となり円滑な社会復帰実現へと結びつけるためにも、本校杜陵高等学校で高校卒業の学歴を取得することが非行・犯罪歴を有する生徒（受刑者）に何より重要なことだと考えている。そのためにも、杜陵高校は人的、質的資源を有効活用して盛岡少年刑務所においても充実した通信制教育を継続することが期待されている。今後とも、盛岡少年刑務所と杜陵高校が連携を強化し、幅広い教育活動を通して、生徒（受刑者）の改善更生、そして再犯防止に向けて、一人でも多くの高校卒業有資格者を増やす努力をしていきたい。そして、盛岡少年刑務所の受講生の皆さんには出所後の就労・生活などでスムーズな社会復帰を果していただきたいと心から願っている。

(5) 非行・犯罪歴を有する生徒のニーズに応じた指導方法等の調査研究

「喜連川教場の現状と役割－喜連川少年院における学習支援－」

栃木県立宇都宮高等学校長 村 山 二 郎

1 学校概要

(1) 沿 革

本校は、栃木県宇都宮市にある、全日制課程普通科と通信制課程普通科が併置された高等学校である。明治12年に「全人教育」を掲げた男子校として創立されて以来、140年にわたり、伝統を守りつつ県内屈指の進学校としての役割を担っている。11万㎡を超える広大な敷地に恵まれ、多くの木立に囲まれた落ち着いた雰囲気の中に通信制課程校舎がある。昭和23年4月に、学校教育法の改正とともに通信教育部を開設し、今年で71年目を迎えた。通信制教育の変遷とともに歩み続けてきた学校であり、これまでに6000名余の卒業生を輩出してきた。

(2) 教育活動の特色

教育目標は、

- 1 自然を愛し、美しいものを求める、温かな心を持った人間を育成する。
- 2 何ものにもくじけない、たくましい心と体を持った人間を育成する。
- 3 社会人として礼儀をわきまえた、気品ある人間を育成する。
- 4 自ら考え、正しく判断する力を養い、知性豊かな国際性に富む人間を育成する。
- 5 生きがいのある生活を求め、社会連帯の意識を持って、積極的に社会に貢献しようとする人間を育成する。



である。

開設当初は勤労青少年に高校教育の就学の機会を与える目的で発足した通信制である。現在は、向学の志があれば就業の有無・年齢にかかわらず入学ができ、学び直しや学校生活に困難を抱える生徒の学びの場としての使命を果たしている。近年では、栃木県の「ライセンススキルアッププラン事業」や「ラーニングスキルアッププラン事業」の指定を受け、社会に出てからも役立つ資格取得に取り組める環境を整備している。

また、喜連川少年院内に在院者対象のため高等学校通信教育を行う「喜連川教場」を持っている。

(3) 学校の規模

生徒定員は800名、在籍生徒数は627名(平成30年度5月1日現在)、クラス総数は、11クラスである。さらに、県内他校定時制高校より定通併修生を30名弱受け入れている。教員は、教頭1名、常勤教諭数は16名で、非常勤講師数は19名(内養護教諭1名)である。

2 非行・犯罪歴を有する生徒(喜連川教場生)の学習ニーズに応じた指導について

(1) 喜連川教場の生徒の現状と課題

喜連川少年院に入院しているということは何らかの非行・犯罪を犯してきている少年たちであるが、教場生として接している限り、コミュニケーション能力もあり、勉強熱心である。自主的・自己管理という部分では、多少課題を抱えている生徒もいるように見受けられる。

① 現状

教場生は、教官などの指導・支援を受けながら規則正しい生活を送り、学習時間も十分に確保されている。中学校等で不登校だった者や基礎学力に不安のある者もいるが、しっかり学習に取り組み優秀な成績を修める者が多い。面接指導を受ける際の表情は生き生きしており、質問などの積極的な発言もある。報告課題を丁寧に仕上げているのはもちろんであるが、付票等への感想・質問の書き込みも細かい字であり、科目担任とのコミュニケーションツールとして利用できている。

出院後、本校に継続して通学・卒業し、上級学校へ進学した生徒も少なくない。しかし、多くの生徒は転学していきその後の状況が不明になってしまう現状ある。

② 課題

出院後は学習継続に対する障害が多くなり、さらに支援の手が届きにくくなることが課題である。

ア 転学に関して

喜連川少年院の在院期間の平均は、1年弱とのことであり、入学した教場生が卒業を本校で迎えられることが少ない。出院後は地元に戻る教場生が多いので、継続して本校に通学することは困難となり、転学の希望が出てくる。しかし、出院の時期もまちまちであり、年度末や学期末に合致することはまれであるため、多くの公立学校の転入学受け入れ時期とずれが生じる。短期間の通学もうまくいかず、学習を断念してしまうケースが少なくない。

イ 家庭環境に関して

教場生の多くが片親や子どもに関心の薄い親の家庭であったり、経済的に困窮している家庭であったりするように感じる。中には弁済責任を背負っている場合もあり、アルバイト等の就労に多くの時間が費やされる。遠方からの通学により、経済的負担・時間的負担が増し、学習継続を困難にする原因となっている。

また、旧友との交友関係が再開し、生活のリズムが崩れ再犯に及び他の少年院へ再収容となったケースもある。

(2) 生徒の学習ニーズに応じた取組の状況について

喜連川少年院より「少年院における矯正教育の一環として、高等学校通信制課程に入学又は編入学させ、学校教育法に基づく高等学校教育を履修させる」との趣旨で通信制教育を実施したいと申し出があり、法務省、栃木県教育委員会、喜連川少年院と本校の話し合いにより、昭和49年から喜連川少年院内に「喜連川教場」を置くこととなった。少年院に収容された少年に、学習の機会を与え高等学校卒業を目指すという目標を持ち、出院後の進路決定や自立への一助となるよう受け入れを決めた。

① 喜連川教場について

喜連川教場を開設以来、750名を超す教場生と係わってきた。受け入れ人数は、平成30年度は7名、近年は10名程度であるが、20名を超えた年もあった。開設当初とは、様子が変わっている部分もあるようだが、現状行っている取組について記載する。

ア 入学者選抜について

喜連川少年院より出願された志望者に対し、4月に入ってから喜連川少年院にて面接を行う。本校の特別入学者選抜に合わせて、書類審査と面接結果により合否判定を行っている。入学の形態は、一般入学か編入学扱いとなる。

イ 学習について

できる限り本校生と同様な内容を提供するよう努力している。時間・場所等に制限があるので充分とは言えない部分もあるが、教場生の成績は概して優秀である。

(ア) 面接指導

毎週木曜日(年間19~20週)に、開講科目の担当教員が喜連川少年院に出向いて面接指導を行っている。時間割は、1コマ90分を3コマ組み、1コマ2単位時間分の出席と換算している。開講コマ数は、標準単位時間を下回らぬよう、報告課題数なども鑑みて多めに設定している。また、開講科目はその年度の教場生の修得科目の状況に応じ、必修科目を中心に組むことにしている。必修科目以外ではできるだけ常勤教諭の担当科目を組み込んでいる。



面接指導中は、個人情報に係わる質問や不必要な笑いを誘う話題は避けるよう注意をしている。少年院の教員による巡視は廊下で行われ、教室内に立ち入ることはほとんど無い。

(イ) 報告課題・添削指導

報告課題は、面接指導の際に持参し配付している。補助プリント等を含めて事前のチェックは受けず配付可能である。ただし、付票の添付などには、ホチキスは使用しないこととなっている。報告課題は、一般生徒と同様に郵送でやり取りをする。

添削指導に関しては特に配慮は必要としないが、付票への書き込みには気を遣う場面もある。

(ウ) 試験

前後期の試験は、本校実施の週の木曜日に喜連川教場に本校職員が赴き、行っている。

ウ 特別活動について

喜連川教場において実施するばかりでなく、本校学校行事に参加する場合や喜連川少年院の行事を換算することもある。年間21単位時間計画している。

(ア) 入学式

5月当初、入学生・継続生・入学生保護者・本校校長他教職員4名・少年院院長他職員10名程度が参加して、喜連川教場にて行われる。その後、校長講話・LHRが計画されている。



(イ) 教場レクリエーション

6月下旬、教場生・本校職員・少年院職員によるソフトバレーボール大会を少年院体育館で半日かけて行っており、体育の出席時数にもカウントされる。その後、参加者による昼食会（少年院で出されている通常の食事）が催され、趣味や進路についてなどが話題となり和やかな時間を過ごす。

(ウ) 学校祭

9月当初、本校の全日制と同時開催される学校祭に、見学という形で参加する。

(エ) 校内体育大会

10月下旬、本校の校内体育大会（球技大会）の個人競技に参加する。体育の出席時数にもなる。

(オ) 卒業式

3月上旬、本校講堂で行われる卒業式に卒業生・在校生として参加している。

(カ) LHR

各学期の始めや試験の直前などに計画している。

(キ) その他

少年院の行事ではあるが、文化祭・運動会・収穫祭も特活時数にカウントされる。各行事には本校職員は招待されている。

エ その他

出院の際には、本校に立ち寄り、簡単なオリエンテーションを受けてから、帰住先に戻る。出院後の本校継続の期間が長い者は本校クラスに編入され担任も交代し、短期間の者は教場担任が引き続き担当し転学の手続きをする。

② 喜連川少年院について

喜連川少年院は栃木県さくら市（当時は喜連川町）に昭和42年に開庁した、第1種少年院である。本校より北東約30kmに位置している。教科教育課程や職業能力開発過程などの矯正教育を行うことにより、非行少年の改善更生と社会復帰を図っている。

ア 教場（高等学校教育）の位置づけ

矯正教育課程（社会適応課程Ⅰ）の教科指導の中で、高等学校教育指導として位置づけられている。他の職業指導（農芸班・園芸班・陶芸科・溶接科・木工科・土木建築班他）を受けながら、高校卒業程度認定試験を受験するため学習を進めている在院者もいるとのことだが、高等学校卒業を目指す教場生とは明確に区別されている。

イ 支援体制について

各学寮に「教科」担当の教官がおり、さらに統括する主任（学校のクラス担任に相当）・本校担任との連絡を担当する教官が配置されている。教員免許状を所有している教官もおおり、報告課題作成についてアドバイスを受けることも可能である。

面接指導や学習スペースとして、喜連川少年院敷地内南東部に「教科棟」が設置されており、教科棟内には、大・中・小の3教室がある。各教室においてDVD視聴も可能であり、中学校・高校の学習参考書も各種置かれている。

体育の実技（バスケットボール・バレーボール・卓球・バドミントン等の球技中心）のために、使用可能な体育館が1棟ある。

ウ 学習時間について

月・木・金曜日は、学習に集中できる時間が約3.5時間（木曜は面接指導日）。水・土・日曜日は約3.5時間、さらに各日とも1時間程度の学習に使える時間がある。

エ 志願者の選抜について

入学等は各年度4月、実施人数は1年度あたり15人程度。高等学校教育を必要とし、受ける意欲が認められる者で、出院後も本校通信制あるいは転学により学習が継続できる者。保護者等の同意及び協力が得られることも要件にある。

③ 本校と喜連川少年院の連携について

本校の教場クラス担任と喜連川少年院の教科担当主任が中心となり、密に連絡を取り合っている。さらに教場レクリエーション終了後、双方から6・7名の参加により「連絡協議会」を開催し、前年度と今年度の教場生についての情報交換を行っている。

3 まとめ

(1) 取組の成果及び生徒の変容について

高等学校の卒業を目指し、学習に取り組み始めたことにより、具体的進路や将来像が描きやすくなっていくようである。興味ある教科に巡り会い、教師を目指そうとした生徒もおおり、何らかの目標を持って本校を後にして行くことができている。

(2) 今後の取組の見通しについて

今後とも現状と同等以上の条件が整えられれば、喜連川教場は存続していける見通しである。ただし、平成30年度から喜連川少年院の施設の改修が始まったが、予定より大規模になり、平成31(2019)年度より院生の収容が2年程度できないという。そのため、教場も工事終了までは活動を休止せざるを得ない。課題である出院後の転学・学習継続の支援については、その間にも検討を進めたいと考えている。そして、教科棟や体育館などが改修され、より良い環境が整ったところで再開できるよう喜連川少年院と連絡協議を心がけ、ひとりでも多くの少年が社会に出て自立していけるよう支援していく所存である。

(5) 非行・犯罪歴を有する生徒のニーズに応じた指導方法等の調査研究 「松本少年刑務所における通信制教室の取組」

長野県松本筑摩高等学校長 太田道章

1 学校概要

(1) 沿革

本校は長野県松本市にある、定時制（午前部・午後部・夜間部の3部）と通信制の2課程を置く普通科の高等学校である。昭和45年4月に県内で唯一の定通単独校として設置され、県の定時制・通信制の基幹校となっている。生徒急増期の昭和52年から平成21年まで全日制が置かれたのち、現在の課程構成となった。今年で創立48年目を迎え、これまでに14,086名の卒業生を輩出してきた。



本校ホームページより

(2) 教育活動の特色

教育目標は、「1 知性の涵養 2 品性の陶冶 3 心身の練磨」であり、「心あたらな学び直し」、「限られた時間を活かしての学び」、「働きながらの学び」を願う生徒が、安心して学習できる環境をつくり、社会の一員として生きる力を育成することを基本理念としている。自分の生活スタイルに合わせて学習する時間帯や学習方法を選択できることが、大きな特色である。

(3) 学校の規模

生徒数は、定時制午前部・午後部372名、定時制夜間部30名、通信制912名で、生徒総数は1,315名、クラス総数は37クラスである。教員は、校長1名、教頭3名、教員数（非常勤講師を含む）は78名、総数は82名である。

2 非行・犯罪歴を有する生徒の学習ニーズに応じた指導について

(1) 生徒の現状と課題

本稿は、松本少年刑務所内に教室（松本市の桐地籍にあることから「桐教室」と呼ばれる）を有する本校通信制課程の取組について、学校側の視点から記したものである。桐教室の生徒について教職員が知り得るのは氏名のみである。そこで、ここでは桐教室の生徒にも共通する部分があると考えられる本校生徒の現状と課題、それに対応した取り組みについて記載する。

① 現 状

本校通信制課程に入学してくる生徒の8割以上が、他校の退学者または転学者である（平成30年度現在）。中学校からの進学者も含め、不登校の経験、対人関係の傷つき、学業上の困難、家庭面・経済面の困難、心身の不調等を抱える生徒が多い。本校は、そのような生徒たちが、教職員のあたたかい支援的な関わりの中で、再び夢を持ち、自立に向けた一歩を踏み出す学校として、重要な役割を担っている。

② 課題と取り組み

ア、学習支援

小・中学校を通じて学校教育を十分受けることのできなかった生徒や、高等学校からドロップアウトした生徒を多く受け入れている本校にとって、単位修得のための学習の支援は切実な課題である。担任は、データと紙ベースの二重のチェック体制により、生徒のレポートの提出状況や出席状況、テストの可否の状況を常に把握し、必要な働きかけをきめ細かく行っている。また、教科担当も、レポートの添削やスクーリング等を通じて、きめ細かい指導を行っている。桐教室にも担任が付き、松本少年刑務所の教育担当とが連絡を取り合っている。

イ、キャリア支援

本課程では、生徒の中に養いたい力として、次の4点を明確化している。(a) 学校で過ごす時間内の諸活動において、積極的に他者との接触をもち、人間関係・社会形成能力を育む。(b) 自分の価値観や世界観のみに拘泥せず、周囲の多様な人々や考えに触れることで自己理解・他者理解をすすめる。(c) レポート作成／提出／合格までの過程の中で、自分の力で物事を追求し、時には他者とも協力して解決する姿勢を育む。(d) 自分のすべきことについて見通しをもって計画・実行・完成していくプロセスを経験の中で身につける。

本課程では、学校の諸活動のすべてをこれらの力を育むキャリア教育の場として考え、指導・支援を進めている。桐教室の生徒のスクーリングや、レポート指導も、共通の目的のもとに行われる。

(2) 生徒の学習ニーズに応じた取組の状況について

① 松本少年刑務所桐教室に関わる経緯

昭和41年、松本少年刑務所受刑者4名が日本放送協会学園高等学校に入学。翌42年、スクーリングが可能な長野県松本県ヶ丘高校通信教育部（本課程の前身）に受講先が変更となった。昭和45年、長野県高等学校の機構改革により、松本県ヶ丘高校通信制課程が廃止され、松本筑摩高校開校が開校。本校における受刑者の受講が始まった。昭和61年から、松本少年刑務所の教官（教員免許状を有する法務省職員）に対し、長野県教育委員会から非常勤講師が発令され、刑務所内で授業や特別活動が実施できることとなった。

② 対象生徒

生徒募集は、全国の刑事施設を対象として行われる。修業年限は3年で、定員は20名。中学校卒業者は1学年に、高等学校中退者で24単位以上修得した人は2学年に、49単位以上修得した人は3学年に編入となる。今年度は、22歳から37歳までの生徒13名（1学年3名、2学年5名、3学年5名）が学んでいる。

③ 学習方法と生徒の様子

少年刑務所の受刑者は、日々それぞれの作業に従事しているが、桐教室の生徒は、スクーリングの時間、作業を免除され、学習することができる。また、居室で夜10時まで、自学自習（予習・復習とレポート作成）や、ラジオを利用しての視聴覚学習を行うことを許可されている。希望者には、ラジオも貸与される。

生徒がスクーリングを受ける教室は、学校の教室と同じように整えられている。窓に鉄格子があることのみが、そこが刑務所の中であることを思わせる。廊下の反対側には、松本市立旭町中学校の桐分校の教室がある。教室内にはロッカーがあり、国から支給された制服が整然と並ぶ。生徒たちはそこで、受刑者の服装を解き、ワイシャツと紺のブレザー、スラックスに着替え、先生を待つ。生徒たちが楽しみにしている時間の始まりである。体育のスクーリングは、グラウンド、または体育館で行われる。

桐教室のスクーリングは、本校から出向く教員にとってもやりがいが大きく、内容を工夫し、さまざまな教材を持って出向いていく。教員が共通して語るのは、生徒たちの真摯な姿と反応のよさ、教室内のやりとりの楽しさである。「どんな罪を犯したのかわからないけれど、皆、普通の生徒」、「素直で、目をキラキラさせて一生懸命聞き、うんうんと頷いてくれる」等、桐教室から戻ると、教員たちの顔や目が輝いている。あるいは、やさしい表情になっている。今年度も、刑務所内の時間割に従って、各教科の教員21名がスクーリングに出向いている。

レポートは、少年刑務所の教育担当にきめ細かく指導を行っていただいているため、提出が着実で、高い評価がつくことが多い。多くのレポートが、文通のように刑務所内の生徒と教員の間を行き来する。卒業してゆく生徒が、返却レポートに記される教員の言葉に励まされてきたと語っていた。

④ 登校学習

生徒に一度だけでも母校を見せてあげたいという学校側と刑務所側の願いから、年度末には、卒業する生徒たちを本校に招き、登校学習が行われる。

生徒たちは朝、刑務所のバスで来校し、校長講話、校内見学、授業、教職員との懇親会と、半日を学校で過ごす。校内見学の中で生徒が特に喜ぶのは、図書館である。思い思いの本を手にとって、短くも貴重な時間を過ごす。絵本に見入る生徒もいる。また、芸術の教室には、生徒が刑務所内の授業で取り組んだ作品が掲示され、生徒たちはうれしそうに、自分の作品や仲間の作品を眺めている。互いにコメントをし、笑いがはじける。

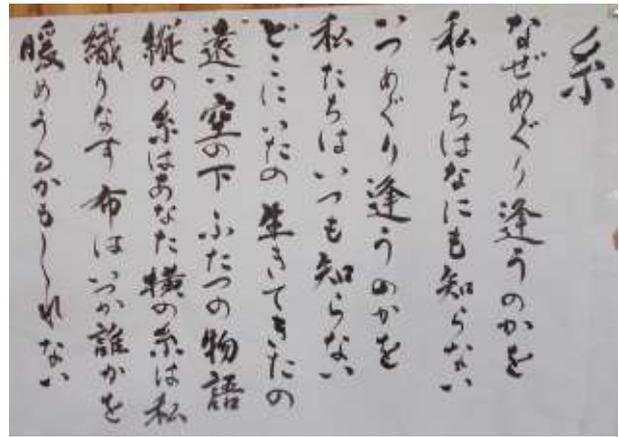
本校学習の授業の内容は、担当する教科によって変わる。昨年度は数学科が、パソコンを使用してビジュアルな数学の授業を行った。今年度は体育科が当番で、生徒と教職員と一緒にニュースポーツを楽しむ予定である。

授業の後は、教職員との懇親会となる。いくつかのグループに分かれて、生徒と教職員が着席する。ささやかな菓子と、飲み物のコーナーが用意され、教職員が生徒に希望を尋ねては、あたたかい飲み物を運ぶ姿が見られる。少年刑務所の方々が、後方で見守っている。

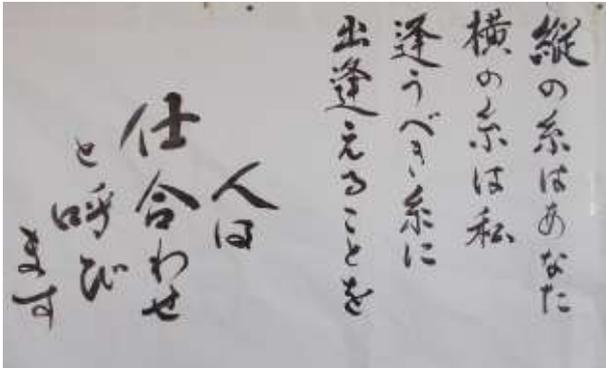
歓談の時間が過ぎると、教職員から生徒たちへのプレゼントの時間となる。生徒たちは刑務所に、何も持ち帰ることはできない。教職員はこの日のために練習し、歌を贈る。伴奏者の弾く電子オルガンと二胡がメロディーを奏で、中島みゆきの「糸」が流れる。「縦の糸はあなた 横の糸は私 逢うべき糸に出逢えることを 人は仕合わせと呼びます♪」。涙を流しながら聞く生徒、歌う教員がいる。

最後に、生徒がひとりひとり立ち上がり、それぞれの思いを述べる。涙に詰まりながら、懸命に話す生徒の姿に、涙を流す教職員や刑務所の教官がいる。

やがて別れの時が訪れ、生徒昇降口から出ていくバスを、皆で送る。教職員は刑務所内の卒業式に参列できるが、直接話すことができるのは、この日が最後である。別れを惜しむ人の輪が、あちこちできている。こうして、一度限りの本校授業の日が過ぎる。



登校学習の教室に掲示されている「糸」の歌詞



3 まとめ

(1) 取組の成果及び生徒の変容について

松本少年刑務所には「少年母の会」という支援組織があり、物心両面の支援を行っている。少年との文通を重ねたある方は、「育った環境がほんとうにたいへんで、胸が詰まる。この子たちが悪いのではないと思わされる。」と語られていた。またある方は、「私たちが作った料理を、『おいしい』と言ったきり涙を流す人がいた。親のあたたかさを受けてこなかったのだろうと感ずることが多い。」と語った。

それぞれの苦しみを生きてきた少年たちが、高校の卒業という目標に向かって学ぶ中で、刑務所の教官や教職員の親身な指導や支援に触れる。関わる人々の思いが生徒の心にしっかり届いていることを実感したのが、前述の登校学習の時であった。卒業する生徒たちが最後に語った言葉を紹介する。

「捕まったとき、家族にも見放されて、ひとりぼっちでした。今、こんなにたくさんの人が、いてくれます（涙）。皆さんに恥じない生き方をしていきたいと思います。」

「今まで、感謝という思いを持ったことがありませんでした。今、高校教育を受けられたことを、とても、ありがたく思っています。人のために、こんなにしてくれる人がいる、大人の人が真正面から向き合ってくれるということを、知りました（涙）。自分も、人のために何かできる人になりたいと思います。出所したら、筑摩高校に挨拶に来たいと思っています。」

「（入学以来）たくさん、手を差し伸べてくれる人がいました。（涙）『更生』ということの意味が、これまでよくわかりませんでした。でも今は、手を差し伸べてくれる人がいたということを大切に思い続けることが、『更生』ということなのだと思います。」

登校授業の後、生徒たちのお礼の作文が学校に届けられる。同様の思いは、そこにも記されている。大学に進学し、さらに学びたいと記している生徒もいる。

人の変容において、認知（物事の受けとめ方）の重要性が指摘されているが、世の中から多くを受け取ることができなかった生徒たちが、人のあたたかさを受け取った、自分は変わった、と感ずることができたなら、それは、生徒個人にとっても社会にとっても、大きな成果であると思われる。

桐教室の卒業生は、昭和45年から平成30年までの49年間で、計176名となった。卒業生と連絡を取り続けている教員等を通じ、卒業した生徒を厳しい現実が待っていることも伝え聞く。犯罪者というレッテルによって就業が困難であったり、元の環境に戻ることににより犯罪を繰り返してしまったりする少年もいるという。そうであっても、少年たちの中に、高等学校で学び卒業することができたこと、親身になって支援し、自分を大切にしてくれる人々がいたこと、前に進む喜びや知的好奇心を満たす喜びを知ったこと、楽しいと思える時を過ごしたことは、いつか、人生の岐路で彼らを支える時があることと信じている。

ある日、学校をひとりの青年が訪れた。今、松本少年刑務所を出所してきた、という卒業生であった。親族が運転する車で、これから遠い地に帰るといふ。彼は桐教室時代の担任の研究室で、授業で関わった教員たちに囲まれ、松本での最後の時間を過ごした。別れの時、玄関で彼が履いた靴が、まぶしいような白さであった。担任が「真っ白だねー」と言うと、青年が、照れたように笑う。学校の正面玄関前に、彼を囲む教職員の輪ができる。校門を出てゆく車を、皆で「がんばれよー」、「元気でねー」と大きく手を振って送る。このあたたかさが、これからの彼が歩む道を、きっと支えるであろうと思われた。

(2) 今後の取組みの見通し及び課題について

上述のように、生徒は高等学校の教育を受ける中で、大きく変容する。かなうことなら、より多くの場で、より多くの少年を対象として、このような教育が提供されることを願う。

学校は、一次予防（すべての人に）、二次予防（リスクの高い人に）、三次予防（問題発生後の人に）のいずれにも取り組むことができる場である。本稿の取組は、三次予防の取組みと言える。その中で実感するのは、一次予防、二次予防の重要性である。

本稿では、生徒と教職員の交流について記してきた。あたたかい支援的な関わりが、また、ひとりの人として尊重されることが、生徒にとってどれほど大切であるかということ、本校の教職員は経験を通じて知っている。通信制課程の教職員が、生徒の非行・犯罪歴を把握することは難しい。中学校や前籍高等学校を離れてから時間が経っていることも多く、得られる情報は限られている。入学後に、本人の語ることの中からうかがい知る場合もあるが、過去を語らない生徒もいる。教職員は、ただ、目の前にいる生徒を受け入れ、桐教室の生徒と同様に、ひとりの人として大切に、でき得る限りの支援を行う。この生徒たちに、より早期に、大人とのこのようなあたたかい関係が繋ぎ直されていたら、と考えさせられることも多い。

少年刑務所の中の入学式・卒業式は、本校職員、法務省の関係者、少年母の会をはじめ地域の関係者が見守る中で行われ、生徒が声高らかに歌う校歌が、会場に広がる。そこでは、少年たちを中心として、さまざまな職種や領域の人々がつながっている。組織の枠を超え、それぞれが見えている現実を共有し、各段階の予防の進展に活かしていくことが必要であると思われる。

IV 調査研究のまとめ

教育課程委員会委員長 渡邊 範道
(東京都立南葛飾高等学校長)

1 調査の概要と全体の傾向について

全国的な実態把握と事例の収集を行うため、各校の取組の概要及び成果と課題について自由記述で箇条書きの項目で列挙していただき、各都道府県の理事が都道府県ごとに集約する形態のアンケート調査を平成30年10月に実施した。アンケートの回答校数は、43都道府県の405校（私立高等学校10校も含む）。

回答校を生徒の学習ニーズそれぞれについて、課程別にまとめたものが以下の表である。なお、昼夜間定時制課程は昼夜のコースをまとめて1課程とし、定時制課程と通信制課程を併置する学校は課程ごと別々に1課程として集計した。

多様なニーズ		課程別回答数	割合
(1)	不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ	331	29.09%
(2)	特別な支援を必要とする生徒のニーズ	334	29.35%
(3)	外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ	167	14.67%
(4)	経済的に困難を抱える生徒のニーズ	207	18.19%
(5)	非行・犯罪歴を有する生徒のニーズ	99	8.70%
回答都道府県43、回答校数405校		1138	100%

回答の全体的な傾向としては、(1)「不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ」は、41都道府県の331課程、(2)「特別な支援を必要とする生徒のニーズ」は43都道府県の334課程と、どちらもほぼすべての都道府県から回答があり、課程別回答数の3割近くを占めた。そうした生徒が多く在籍していることと、そのニーズとニーズに対応する取組みの多さがうかがえる。

平成30年2月に実施された公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会の文部科学省平成29年度委託調査研究報告「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」（以下「平成29年度教育振興会調査」）においても、「小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒」は39.1%、「特別な支援を必要とする生徒」は20.1%と高い割合を示しており、定時制課程や通信制課程に在籍する生徒の学習ニーズに応じていく必要性が高いことがわかる。また、平成29年度教育振興会調査では、「学習障害の診断がある生徒」は3.8%、「心療内科等に通院歴のある生徒」は9.2%であったが、こうした生徒のニーズにも丁寧に対応していく必要がある。

また、(3)「外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ」は、32都道府県の167課程で課程別回答数の14.7%、(4)「経済的に困難を抱える生徒のニーズ」は、38都道府県の207課程、課程別回答数の18.2%であった。全体的な傾向としては、(4)「経済的に困難を抱える生徒のニーズ」は、43都道府県のうち5県を除く38都道府県から回答があったのに対し、(3)「外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ」は、32都道府県からの回答であったことから、ニーズに対応した取組みには、若干地域差があることがうかがえた。ただし、本調査は、自由記述を都道府県単位で集約したものであるため、記述や回答がなかったということのみで取組みが行われていないとはいえないことに注意を払う必要がある。

(5)「非行・犯罪歴を有する生徒のニーズ」は29都道府県から99課程、8.7%の回答数であった。

(3)と比較し、地域差というよりはニーズに対応する取組みが警察や保護司、児童相談所や少年院等の関係機関との連携の有無によるものであることが考えられる。

さらに、全国からアンケート調査で収集した回答をもとに、把握した実態や傾向等、及び訪問校における先行事例等のなかから、特徴的かつ優れた実践として選定した22校の実践報告も合わせて、以下にそれぞれの学習ニーズに対応した取組みについて、その内容と傾向、取組みの成果と課題について考察した。

なお、文中の「SC」はスクールカウンセラー、「SSW」はスクールソーシャルワーカー、「YSW」はユースソーシャルワーカー（東京都）、「TT」はチームティーチングを示す。

2 不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズに応じた指導方法等について

全国アンケートの回答について、傾向を把握し分析を試みるために、箇条書きの記述内容から取組みを抽出し項目別に分類した。各校の取組みがすべて記述されているとは限らないし、記述から項目分類を重複なく正確に反映させ分類できたといえない可能性もあるが、おおよその傾向が分析できているものとする。ここでは下記の表に、(1)「不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ」に応じた指導方法等の分類項目と項目別取組回答数とその割合を下表に示すが、上記の留意点は(2)から(5)までのそれぞれのニーズに応じた指導方法等においても同様である。

ニーズへの対応分類項目とその事例		取組数	割合
指導内容や指導方法	授業内容、指導方法、指導体制など	184	41.0%
教育課程上の特色	学校設定教科科目の設置など	117	26.1%
教育課程外での教育活動	補習授業、長期休業中補講など	72	16.0%
専門職との連携	SC、学習支援員等との連携など	42	9.4%
外部機関との連携	都道府県や市町村の機関との連携など	20	4.4%
その他の事例		14	3.1%
回答都道府県41／課程別回答数331課程		449	100%

全体的な傾向としては、「指導内容や指導方法」に分類した、少人数指導や習熟度別指導、個別指導やTTなどの指導体制に関する回答が41.0%と高い割合を占めた。この「不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ」に対応した指導体制に関する回答は、今回のアンケート調査における取組みの回答数として最も多かった。全国の定時制通信制課程を置く学校において、こうした生徒が多く在籍し、そうした生徒のニーズへの対応は必須であることを示している。教科を中心にホームルーム担任も含めて、生徒の学習状況を把握し、寄り添う指導が展開されているとする回答が多数あった。

「教育課程上の特色」は、学校設定教科・科目を中心に26.1%にのぼった。高等学校の学習内容以前に、義務教育段階の「学び直し」も必要であり、国語、数学、英語を中心とした「基礎」「ベーシック」「入門」等の名称を冠した学校設定科目が目立った。中には、学習スキルや人間関係構築のためのスキルを学ぶ学校設定科目「コーピング」を設置している兵庫県立西脇北高等学校など、生徒の学力だけでなく心理面でのサポートを行っている取組みもあった。

「教育課程外での教育活動」は、始業前の補習や長期休業中の補講などに取り組み、基礎学力の向上や学習習慣の確立につなげる取組みを中心にした回答が16.0%あり、学校の特色ある取組みとして実施されていることがわかった。

「専門職との連携」は、各校に配置されたSCや学習指導員の活用を中心に9.4%の回答があったが、埼玉県の「地域の多様な人材の活用による高校生自立支援事業」を活用した学習サポーター制度などに代

表される都道府県単位の事業による支援員の配置が中心であった。同様の事業は、宮城県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、沖縄県などの回答にもみられ、都道府県や市区町村の教育委員会の予算的措置が生徒のニーズに対応した指導に結びついていることがわかった。

「外部機関との連携」は、取組み回答数の4.4%で、市町村の教育相談機関やNPO法人との連携の事例があった。

優れた先行事例としての取組みを行っている学校の実践報告では、不登校生徒や中途退学を経験した生徒の学習ニーズを的確に把握し、義務教育段階の「学び直し」による基礎学力の向上や学習継続を支える取組み、さらには進路意識と学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進、都道府県の人材派遣事業を有効に活用した取組みなどが報告された。

義務教育段階の「学び直し」による基礎学力の向上や学習継続を支える取組みとしては、入学後すぐに全員に受講させ、ノートの取り方や箇条書きの方法など基本的な学習方法を学ばせる「キャリアスタディ」を行っている東京都立六本木高等学校の取組み、国語、数学、英語の基本的な学習内容を含む科目を「コア科目」と名付けて必修科目としている埼玉県立戸田翔陽高等学校の取組み、同じく国語、数学、英語に学び直しのための学校設定科目の設置や習熟度別科目の設定を行い、スクーリングとレポートの学習内容をリンクさせるとともに、期限内の合格で次のレポートにステップアップするという計画的な学習で学習継続を支える通信制の取組みとして宮城県立美田園高等学校の事例が報告された。

進路意識と学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進の事例として、ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）の手法を取り入れた学校設定科目「国語入門」を実践している宮城県立延岡青朋高等学校の取組み、特別活動やそれに準じた活動として「小論文講座」「進学講演会」「就職探究講座」などやコミュニケーションスキルに不安がある生徒のための「キャリア講座C」を実施している宮城県立美田園高等学校の取組み、「卒業生を囲んでの座談会」や進路通信の発行、進路指導室の開放による自学の奨励や個別指導を実施している愛媛県立松山南高等学校の取組み、「キャリアサクセス」など進路に直結した講座設定を行っている東京都立六本木高等学校の取組みなどがある。定時制通信制の高等学校のキャリア教育は、不登校や中途退学経験のある生徒のニーズに的確に対応した実践事例であるとともに、学校に通うことだけが目的となり、それだけで満足しつつある生徒に対し、将来への展望や希望、挑戦する気持ちをみつけさせる取組みとして有効な実践である。さらに、人間関係を構築するのに困難を抱えている生徒の社会的自立を支える側面をもっていることも見逃せない。

都道府県の人材派遣事業を有効に活用した取組みとして、埼玉県の「学習サポーター制度」「共生社会の形成に向けた特別支援教育事業」などの活用により、学習サポーターとしてOBの卒業生による取り出し授業の実施や臨床発達心理士である短期大学講師による研修会等を行っている埼玉県立戸田陽高等学校の取組み、宮城県の「基礎学力充実支援事業」の活用により、特別支援学校長や小学校長経験者が「学習支援員」、宮城教育大学の学生が「学生サポーター」として義務教育段階の学び直しから大学受験まで、生徒の学習ニーズに応じた指導を行っている宮城県立美田園高等学校の「個別学習支援」の取組みなどが報告されている。

また、この他にも、全国アンケートの回答のなかに、心理的な要因があるために登校できない生徒や他の生徒と共に学ぶことが困難な生徒を支援する適応指導教室「ITO支援室」を開設した和歌山県立伊都中央高等学校や、秋田県立秋田明徳館高等学校の「学習支援委員会」、福井県立大野高等学校の「生徒理解協議会」のように、教職員が生徒一人一人の状況を把握し支援するために組織的に対応している取組みもあった。

3 特別な支援を必要とする生徒のニーズに応じた指導方法等について

(2) 「特別な支援を必要とする生徒のニーズ」に応じた指導方法等の分類項目と項目別取組回答数とその割合を下表に示す。

ニーズへの対応分類項目とその事例		取組数	割合
指導内容や指導方法	授業内容、指導方法、指導体制など	131	28.3%
専門職との連携	SC、SSW、特別支援コーディネーターとの連携	116	25.0%
組織的な対応	校内組織の整備、校内研修の実施など	103	22.2%
外部機関との連携	都道府県や市町村の機関との連携など	71	15.3%
個別指導計画等の作成	個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成	28	6.0%
通級指導の実施	通級指導の計画や実施など	15	3.2%
回答都道府県43／課程別回答数334課程		449	100%

全体的な傾向としては、「指導内容や指導方法」が28.3%、「専門職との連携」が25.0%、「組織的な対応」が22.2%とほぼ拮抗した回答割合となった。「外部機関との連携」は15.3%と他の取組と比較して低い結果となった。生徒により近い校内における取組が進んでいることを示す結果ではないかと考えられる。「個別指導計画の作成」や「通級指導の実施」は、回答数や回答に占める割合も低い結果となったが、現在行われている学校の取組みは、先行的な取組みとして今後の参考となると考えられる。

「指導内容や指導方法」は、板書やプリントの工夫による授業のユニバーサルデザイン化の推進やTT、ICT機器の活用、合理的配慮、学校設定科目の設置を中心に約3割の回答があった。また、身体的障害をもつ生徒にきめ細かく対応した事例も数多く見られた。また、コミュニケーションに課題をもつ生徒へのソーシャルスキルトレーニングなど基礎学力の向上だけでなく心理面でのサポートを積極的に行っている事例もあった。

「専門職との連携」は、各校に配置されたSCやSSW、特別支援教育コーディネーターの活用を中心に25.0%の回答があり、多くは人的配置により生徒の学習ニーズに応じたきめ細かい指導が行われている事例や保護者への支援で、北海道、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、静岡県、広島県、沖縄県に同様の記述がみられた。都道府県や市区町村の教育委員会の予算的措置が生徒のニーズに応じた指導に結びついていることがわかったが、同時に、予算的措置がなければ必要とする生徒のニーズへの対応に苦慮する結果となることが想像できる。

「組織的な対応」は、特別支援教育コーディネーターやSCを中心とした校内の特別支援教育に関する支援委員会や「ケース会議」の設置と開催、定期的な教員研修の開催などの取組みを実施しているとするもので、課程別取組数の22.2%の回答があった。中でも特徴的なものとして、「修悠館スタンダード」を策定し、学校のユニバーサルデザイン化を実践している神奈川県立修悠館高等学校や、校内の特別支援委員会によるユニバーサルデザインを取り入れた「テイザンデザイン」と名付けられた応援プロジェクトを立ち上げ、中学校からの引継ぎや保護者アンケート等で実態を把握し、個別・全体に応じた継続的な応援を行い、進路目標である「社会参加と自立」に結び付けるよう全教職員で取り組んでいる宮城県立貞山高等学校の取組みがある。なお、貞山高等学校は、「支援」と言わず「応援」という名称で取り組んでいるとのことで、学校の理念や姿勢が生徒や保護者に伝わるように工夫されている。

「外部機関との連携」は、課程別取組回答数の15.3%で、都道府県や市町村の教育相談機関や特別支援学校との連携、大学や医療機関、NPO法人との連携の事例があった。

「個別の教育支援計画の作成」や「個別の指導計画の作成」、「通級の指導の計画・実施」については、

回答数はまだまだ少数ではあるが、実施校は先行した優れた取り組みであり、今後、広く全国の学校に拡大していくことが望まれる。福岡県では、特別支援コーディネーターを中心にして、個別の指導計画を全教職員で作成にあっている学校が複数あった。東京都、山梨県などでは、通級による指導の実践に係る研究校の指定が始まっている。

優れた先行事例としての取り組みを行っている学校の実践報告では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業研究を行っている取り組み、学校設定教科科目の設置や特色ある教育活動を取り入れた取り組み、校務分掌組織として位置付けた「支援教育部」を中心とした組織的取り組み、通級による指導を計画・実施した取り組みなどが報告された。

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業研究を行っている取り組みとしては、生徒の自尊感情を高めるために、併設されている特別支援学校と連携しながら、ICT機器の活用や板書の工夫、授業の流れと時間を可視化すること、授業中のルールを明確化することなどを行い、生徒に「わかる・できる」授業を行っている兵庫県立阪神昆陽高等学校の取り組みや、同様に授業時間の構造化や見える化、板書の工夫などユニバーサルデザインの視点に立った「わかる」授業づくりを進めている青森県立北斗高等学校の事例などが報告された。

学校設定科目の設置や特色ある教育活動を取り入れた取り組みとしては、自己や他者理解を深め、進路や就労意識を育成する「生活と職業Ⅰ」を設置したり、「農業実習」を取り入れた福井県立大野高等学校の取り組みがある。

特別支援教育を校務分掌として位置付けた組織的取り組みとしては、教育相談や生徒理解に関する業務や教育的支援活動の実施、「支援教育のための手引き」の作成、情報交換会や教員研修会の企画・実施等を行う「支援教育部」を校務分掌として創設した新潟県立出雲崎高等学校の取り組みが報告された。

通級による指導を計画・実施した取り組みとしては、兵庫県立西宮香風高等学校、兵庫県立阪神昆陽高等学校の取り組みがある。平成30年度から開始した事例としては、青森県立北斗高等学校と福井県立大野高等学校の事例が報告されている。また、岐阜県立華陽フロンティア高等学校では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を個々の生徒の状態や発達の段階に応じて選定し「コミュニケーションボランティア」という少人数コミュニケーション講座を開講した。これは、岐阜県全体が「通級による指導」という表現を用いず、「少人数コミュニケーション講座」として進めている取り組みによるものであり、県全体で通級指導を各校の特色ある教育活動として推進している好例といえるだろう。

4 外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズに応じた指導方法等について

(3) 「外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ」に応じた指導方法等の分類項目と項目別取組回答数とその割合を下表に示す。

ニーズへの対応分類項目とその事例		取組数	割合
指導内容や指導方法	授業内容・方法、取り出し授業実施など	96	41.4%
専門職との連携	SC、SSW、日本語支援員との連携など	79	34.0%
教育課程上の特色	学校設定科目の設置など	26	11.2%
外部機関との連携	市町村の機関、大学、NPOとの連携など	12	5.2%
組織的な対応	校内支援委員会の設置、教員研修の実施など	9	3.9%
その他の事例		10	4.3%
回答都道府県32／課程別回答数167課程		232	100%

全体的な傾向としては、「指導内容や指導方法」に分類した、配布プリントにルビふりを行ったり、少人数指導やT T、国語科や地理歴史科等における取り出し授業や始業前に補講を行ったりするなどの指導体制に関する回答が41.4%と高い割合を占めた。授業以外でも、補習講座や放課後の図書館での勉強会、日本語検定などの資格試験に挑戦させる取組みもあった。また、情報共有の方法として、入学時に海外での生活経験等を記入させる「生徒支援カード」の取組み、出身中学校や家庭の訪問記録の共有など生徒一人一人の情報を組織的に共有する方法が示された。

「専門職との連携」は、各校に配置された外国語指導員やSC、の活用を中心に34.0%の回答があった。多くは、埼玉県の「多文化共生推進事業」を活用した多文化共生推進員の派遣などに代表される都道府県単位の事業による支援員の配置が中心であり、同様の事業は、山形県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県などの回答にもみられた。これらの事業は、主に通訳等の派遣であるが、授業等の決まった時間での派遣には対応できるが、授業時間外の保護者等の対応には、現状としては様々な困難がある。

「教育課程上の特色」は、「日本語」「国際理解」等の学校設定教科・科目の設置を中心に11.2%の回答があった。また、日本語以外にも、基礎学力の向上を目指した取組みがあるが、学習言語の修得には、日常会話の習得以上の困難があり、なかなか難しい状況である。

「外部機関との連携」は、取組み回答数の5.2%で、大学、多文化共生センター、市町村の教育相談機関、NPO法人等との連携の事例があった。

優れた先行事例としての取組みを行っている学校の実践報告では、入学者選抜において「海外帰国生徒等枠」で受け入れた生徒のニーズに応じた取組、学校設定科目を中心に組織的な日本語指導を行っている取組み、生徒の日本語能力を客観的に把握し、結果に応じて指導内容を工夫・改善している取組み、生徒のニーズに応じた様々な活動をNPO法人等の関係機関との連携により推進している取組み、文化的、言語的に多様な背景をもつ生徒の増加に対応した取組みなどが報告された。

入学者選抜において「海外帰国生徒等枠」で受け入れた生徒のニーズに応じた取組としては、生徒の出身国が様々であり、入学時に日本語能力を問う試験がないため、生徒の日本語能力にかなりの差がある現状から、学校設定教科・科目「日本語」や授業以外での居場所づくりや進路指導など様々な取組みを行っている札幌市立大通高等学校の取組みが報告されている。特に、難解な用語や文章があり苦手意識を強くする「国語総合」「世界史」「地理」「現代社会」などは、生徒の日本語能力に応じた「特別講座」を開講し、単語調べをしながらテキストの日本語の意味を分かり易く解説している。さらに、校内組織として、多文化交流会議や保健支援部、進路指導部等の組織的な支援を行うとともに、国際クラスとしてクラス編成を行い、きめ細かい対応を行っている。

学校設定科目を中心に組織的な日本語指導を行っている取組みとしては、静岡県立浜松大平台高等学校の取組みが報告されている。同校の学校設定科目「日本語Ⅰ」は、義務教育段階の国語科教材を利用し他教科を学習するために必要な日本語能力の習得を目指すものであり、発展的な「日本語Ⅱ」は、中学、高等学校で学習する言葉が理解できるレベルで、読解演習から思考力を養い、書き言葉で適切に表現することを目指す学習内容となっている。また、外国人生徒支援のために、外国人生徒支援委員会を組織し、教育課程の検討、日本語能力試験の運営、放課後学習サポートなど学習支援の充実、外国人生徒支援員の活用、外部支援団体との連携等を行っている。

生徒の日本語能力を客観的に把握し、結果に応じて指導内容を工夫・改善している取組みとして、愛知県立刈谷東高等学校における校内日本語能力テストの取組みが報告されている。これは、年度当初に刈谷市国際交流協会が作成したテストを受験し、結果を分析して担任や支援員の意見を聞きながら支援計画を

立て、愛知教育大学と連携した「個別学習」への参加や刈谷市国際交流協会との連携で行っている「日本語教室」への参加も含めた個別の指導計画を作成する。こうしたきめ細かい指導により、生徒が日本語を学習する環境が整い、意欲的に学習する生徒も増え、日本語の能力も向上がみられた。

生徒のニーズに応じた様々な活動をNPO法人等の関係機関との連携により推進している取組みとして、NPO法人の協力を得て、入学試験や就職試験の小論文や面接対策、授業の補習などの支援活動を行う「学習サポートクラブ」を開設している群馬県立太田フレックス高等学校がある。今後は、保護者への周知や教職員との連携を強化していくとともに、校務分掌や教育課程への位置付けを目指し、外国籍の日本語指導が必要な生徒のニーズに応える取組みとして期待されている。

文化的、言語的に多様な背景をもつ生徒の増加に対応した取組みの報告としては、三重県立飯野高等学校の「CLD生徒の現状と取組及び成果と課題」の報告がある。「CLD生徒」とは、「文化的、言語的に多様な背景をもつ生徒」のことをいい、飯野高等学校は、全日制、定時制とも約3割がこうした生徒である。その背景には、飯野高校がある三重県鈴鹿市は、自動車製造関連工場があるために市民の25人に1人は外国人であるということと、入学者選抜において外国人生徒の特別枠があることがある。飯野高校では、全ての入学生に「プレイスメントテスト」を実施し、日本語指導が必要な生徒の把握に努め、選択科目として「入門日本語」や「実用日本語」といった科目を設置している。今後は、社会の一員となる人材育成の視点からも、日本語指導にとどまらず日本文化や風習等をどう理解させていくかが課題であるとしている。

5 経済的に困難を抱える生徒のニーズに応じた指導方法等について

(4)「経済的に困難を抱える生徒のニーズ」に応じた指導方法等の分類項目と項目別取組回答数とその割合を下表に示す。

ニーズへの対応分類項目とその事例		取組数	割合
外部機関との連携	都道府県や市町村の機関との連携など	80	24.5%
専門職との連携	SC、SSW、YSWとの連携など	69	21.2%
奨学金等の紹介	各種奨学金の紹介・受給の奨励など	60	18.4%
就労の斡旋・紹介	アルバイトや就職の斡旋・紹介など	43	13.2%
組織的な対応		40	12.3%
補助金受給の申請・支援	各種補助金受給の申請・申請支援など	34	10.4%
回答都道府県38／課程別回答数207課程		326	100%

回答の分類は多い順に「外部機関との連携」24.5%、「専門職との連携」21.2%、「奨学金等の紹介」18.4%、「就労の斡旋・紹介」13.2%であるが、これらは学校の内と外という差異はあるが、一体的な支援として広く実施されている。ハローワークとの連携によるアルバイトも含む就労支援、SSWを通じた役所、福祉事務所、社会福祉協議会等との連携による生活保護の相談、奨学金や学費の相談がほとんどであった。特に、千葉県は全県的にSSWを通じた地域包括支援センターや市役所の担当部署との連携が行われており、行政の厚い支援がうかがわれた。また、埼玉県は、生活保護受給世帯の生徒について、「彩の国子ども・若者支援ネットワーク」の支援員との連携が行われている。奨学金は、学生支援機構に加え、定通教育振興会、石澤奨学会、日本教育弘済会などが多く、その他に福井県には定通修学奨励金が、栃木県には県の修学支援金が、東京都には給付型奨学金が、佐賀県や長崎県には県独自の育英会による奨学金が、群馬県立前橋工業高等学校、島根県立松江工業高等学校からは学校独自の奨学金があるとの回答があった。公的な給付金や奨学金が増えるのは望ましいことではあるが、事務手続きが増加し複雑になって

きている。また、授業料と学校納付金の未納も大きな問題である。回答のあったいずれの学校においても、給付に向けて担任とSSWや事務室との連携が図られている現状が回答され、定時制通信制の学校現場において、経済的に困難を抱える生徒のニーズへの対応は、まさに「チーム学校」が具現化していると感じた。

この他の特色ある取組みとしては、授業料を1単位330円、上限の年間30単位を履修習得しても年間9,900円としている大阪府立桃谷高等学校通信制課程、日曜講座を1単位350円、平日講座は700円としている神奈川県立横浜修悠館高等学校通信制課程など、通信制課程の中には非常に低廉な学費を設定している学校があった。また、地域の商工会議所や各種業界協会と連携してアルバイトを含む就労を斡旋している兵庫県立神戸工業高等学校、ETA（雇用主と教師の会）が就労支援や給付型奨学金事業を行っている宮城県立沼高等学校、経済的な理由による半期6か月間の休学を許可した福岡県立博多青松高等学校の回答も注目される。

「組織的な対応」の事例としては、毎週連絡会を開いて経済的困難を抱える生徒に係る生徒の情報を教職員で共有し関係機関と連携を進めるなど課題解決に取り組んでいる京都府立西舞鶴高等学校通信制、生徒の経済的状況の困難さを認識し、支援する教員の意識を高める研修を企画している宮崎県立宮崎東高等学校の取組みなどがある。

優れた先行事例としての取組みを行っている学校の実践報告では、SSWやPTAとの連携により、「チーム学校」としての協働を目指した取組、組織的な取組みで生徒の生活背景を把握したり、NPO等の民間支援団体と連携したりする取組み、学費等の支援や学業と就労との両立支援等の取組みなどが報告された。

SSWやPTAとの連携により、「チーム学校」としての協働を目指した取組みとして、鳥取県立鳥取緑風高等学校の取組みがある。SSWを教育相談・生徒指導に関する校内組織等に位置付け、教育相談部が核となってSSW及び生徒指導部や学年担任、事務部、SC等との事例検討会議や連絡会を行っている。また、生徒の学校生活や学習への意欲喚起を目的として、PTAと協力し「緑風応援食堂」を実施した。これは、定時制課程の午前部と午後部及び夜間部、通信制課程のスクーリングの生徒にカレーライスを無料で提供する取組みである。

組織的な取組みで生徒の生活背景を把握したり、NPO等の民間支援団体と連携したりする取組みとしては、大阪府立桃谷高等学校の取組みが報告されている。これは、生徒支援委員会が中心となって、生徒の生活環境を把握するために入学時に「高校生活支援カード」を記入提出させたり、中学校や前籍校を訪問したり、そうした生徒情報に担任が面談で聴き取った情報を基に「新入生アセスメント会議」を実施し、1学年の担任団と生徒支援委員会の教員が情報を共有するものである。また、府の「課題を抱える生徒フォローアップ事業」の指定を受け、生徒の居場所となるカフェをNPO法人に委託運営する形で設置した。このカフェでは、教員以外のスタッフが生徒と気軽に話す機会をつくり、経済的に困難な状況についても含めて様々な内容についての相談に乗り、担当教員とSSW、自立支援アドバイザー等との間で情報を共有することで不登校や中途退学の未然防止に役立てている。

学費等の支援や学業と就労との両立支援等の取組みとしては、沖縄県立泊高等学校の取組みが報告されている。定時制午前部で約80%、午後部で約70%、夜間部で約70%、通信制課程で約50%が利用している「就学支援金」に加え、「学び直し支援金」や授業料の免除で授業負担の軽減を図っているほか、非課税世帯に対しては、「就学のための給付金」を活用している。また、保護者や生徒と何度も面談を行ったり、県の事業で配置されている中途対策係が家庭訪問するなどして学業と就労の両立を図る取組みを

行ったりしている。この他にも、在学期間中に6単位を上限として、就労の一定の条件を満たした生徒に単位認定を認めたり、高等学校卒業程度認定試験や各種技能審査などでも単位認定したりするなど、様々な取組みを行っている。

6 非行・犯罪歴を有する生徒のニーズに応じた指導方法等について

(5)「非行・犯罪歴を有する生徒のニーズ」に応じた指導方法等の分類項目と項目別取組回答数とその割合を下表に示す。

ニーズへの対応分類項目とその事例		取組数	割合
外部機関との連携	児相、警察、家裁、少年院との連携など	67	58.8%
指導内容や指導方法	授業内容、指導方法、指導体制など	20	17.5%
組織的な対応	校内組織の整備、校内研修の実施など	12	10.5%
専門職との連携	SC、SSW、保護司との連携など	11	9.7%
教育課程上の特色		2	1.8%
その他の事例		2	1.8%
回答都道府県 29 / 課程別回答数 99 課程		114	100%

全体的な傾向としては、これらの生徒のニーズに応じた指導方法は、中学校、児童相談所、警察、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院等の「外部関係機関との連携」が約6割と高い割合を占めたことである。その他の、「指導内容や指導方法」、「組織的な対応」、「専門職との連携」なども、ほとんどが連携する外部機関を中心として学校が関わる形態である。中学校や警察署との情報共有は、事件等が発生する前の入学後すぐになされることも多く、定時制通信制に入学する生徒の多様さを表している。また、問題行動発生後には、保護司や家庭裁判所の調査官との情報共有が中心となっている。

優れた先行事例としての取組みを行っている学校の実践報告には、盛岡少年刑務所との連携により、本校の通信教育課程とほぼ同じ教育課程が編成され授業を実施している岩手県立杜陵高等学校の取組みがある。また、栃木県立宇都宮高等学校通信制課程は、喜連川少年院内に設置された「喜連川教場」において、高等学校教育として位置付けられ矯正教育課程の教科指導を行う「教官」と密に連絡を取り合いながら連携して面接指導や前後期の試験などを行っている。さらに、長野県立松本筑摩高等学校は、松本少年院内に「桐教室」と呼ばれる通信教育課程の教室を有しており、刑務所内での学習指導に教員が出向いたり、年度末に卒業する少年院収容者を半日程度学校に招く登校指導を行ったりしている。

いずれの取組みも、様々な制約があるにも関わらず、生徒のニーズに応じた優れた指導実践がなされている。詳細は報告書にあるとおりで生徒の変容も感じられる優れた実践である。

7 調査研究を終えて

優れた先進事例校の視察、43都道府県405校に及ぶ全国アンケート、優れた実践事例校22校の実践報告、学識経験者の寄稿等、調査研究を通じて、全国数多くの事例とその成果について触れることができた。まず、視察をお受けいただいた各校の先生方、アンケート調査に御協力いただいた各校の校長先生及び副校長先生、アンケート集約に御尽力いただいた各都道府県理事の先生、また、貴重な御提言をお寄せいただいた国立特別支援教育総合研究所上席総括統括官の横倉久先生、日本大学商学部非常勤講師の田中幸治先生など、本調査研究に御協力いただいたすべての皆様に深く感謝を申し上げたい。

調査研究を終えるに当たり、調査研究を終えての若干の感想、今後への課題と展望について述べさせていただきます。

本調査研究は、定時制・通信制課程等における困難を抱える生徒のための支援・相談の充実のために、まず、生徒たちが抱える困難について、生徒たちがどのようなニーズをもち、そして、そのニーズに応えていくために、学校や教職員、関係機関などに求められるものは何かについて考え、整理することから出発することとした。そこで、生徒のニーズを(1)「不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ」、(2)「特別な支援を必要とする生徒のニーズ」、(3)「外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒のニーズ」、(4)「経済的に困難を抱える生徒のニーズ」、(5)「非行・犯罪歴を有する生徒のニーズ」の「5つのニーズ」というかたちに整理して、そのニーズに応えるための教育活動の現状、成果と課題について捉えることとした。

全国アンケートの回答数からは、(1)の「不登校生徒、中途退学を経験した生徒のニーズ」と(2)の「特別な支援を必要とする生徒のニーズ」が多く、多様な学習スタイルを可能とする定時制・通信制課程にはそうした生徒が多く在籍していること、全国の高等学校で喫緊の課題として取り組まれていることの両面が裏付けられたのではないかと考える。一方で、こうしたニーズは、それぞれが生徒一人にひとつのニーズとして存在しているわけではない。また、対象となる生徒の人数や事例及び対応実践の多寡で重要度や緊急度を判断することができない。さらに、ニーズに応えようと改善に向けての取組みを進めていくに際しても、生徒個人や地域の状況で違いがあるという大前提があり、かつ、義務教育段階の「学び直し」のための学習内容や方法、急激な対応すべき生徒の増加に対する人的、物的、時間的制約、要因としての家庭や地域の状況等、課題の解決は容易ではないことも事実である。しかしながら、生徒のニーズに対応した教育活動を進め、生徒、保護者、地域の期待に応じていくために参考となる事例は、本調査研究でも数多く収集することができた。巻末の参考資料も含めて、22校の実践報告を有効に御活用いただければと思う。

そこで、この稿では、多様なニーズに応えるための共通した視点をいくつか整理することで調査研究のまとめとしたい。

ア、多様なニーズをどのように把握するのか

生徒のニーズとはいっても、それを客観的に把握するのはそう簡単ではない。また、「ニーズ」の前にあることばは、単なる「原因や要因」ではなく、ましてや「課題」ではない。それは「不登校」「特別な支援」「外国籍」「経済的に困難」などは、生徒本人に責任があるわけではないからである。また、(5)の「非行・犯罪歴」は「原因」や「課題」のようにも捉えられるが、大切なのは、そうした生徒の過去の非行や犯罪歴ではなく、そうした生徒が、現在どのようなニーズを持っているのかを捉えることではないかと考える。生徒個々のニーズを客観的に、かつ冷静に捉えるためには、生徒一人一人に親身に向き合い、学習状況を中心に丁寧に聞き取る面談や教育相談の充実が必要である。また、学力を客観的に把握し、どこがどのように分からないのかを正確に測定する必要がある。しかしながら、定時制通信制に入学してくる生徒の学力は、入学選抜レベルの問題で正確に測定することが困難であることが多い。競争倍率的に得点と選抜が合致していない場合が多いことや、そもそも生徒たちは試験に対し、「どうせやっても…」という拒否反応があり、自分の実力を存分に発揮したり、すべてを真剣に取り組んだりすることが難しいのは、教員側も経験的に分かっている。入学後に、じっくり時間をかけて面談を実施することと、生徒の自尊心を傷つけない方法により、義務教育段階にまでさかのぼった基礎学力の正確な把握が必要なのではな

いか。このことは、実践報告にもあったように、様々な母語をもつ日本語の指導が必要な生徒の日本語能力の把握にも、また、特別な支援を必要とする生徒に対する心理検査などの性格や判断の特性を知る場合にも同様であろう。定時制や通信制の高等学校は、学校と学校で育てたい生徒のビジョンはかなり明確になっている。必要なのは、目の前の生徒について、学力も含め現在何が不足しているかを的確に捉えること、そしてそのために、どのように指導を改善していく必要があるのかを明確にし、具体的な指導方針や指導内容を決めていくことではないかと考える。

イ、個別のニーズにどのように対応していくのか

先に述べたとおり、生徒のニーズは生徒一人一人、その学習歴や成育歴が多様であるために多種多様であり複合的である。さらには、特別な支援が必要な生徒や外国籍の生徒も入学してくるため、学年、学級集団としてはさらに複雑となる。そうした個別のニーズを把握し、指導に生かしていくためには、指導の経過を明らかにし、かつ専任教員以外も含めた多くの指導者が関わることを前提とした、個々の生徒の正確な記録が不可欠である。また、指導者の意思疎通と指導方針の確認のための情報共有も必須である。そうした個々の指導に欠かせず、かつ効率化を図るためには、特別支援教育では必須となっている「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を定時制課程や通信制課程の生徒用にアレンジして用いることが必要なのではないだろうか。作成には年度当初には少なからず負担感があるとは思いますが、全日制課程とは違う最大のメリットは、教員一人当たりの生徒数が少ないことである。手間がかかるように思えても、結局のところ重複を避けながら指導を積み上げていくことを実現するためにも、教員間の組織的な取組みを進めるうえでもかえって効率的であると考え。ただし、ICTの積極的な活用などの効率化や全教職員が一丸となる組織的な取組みが必要である。全国アンケートの特別な支援を必要とする生徒の学習ニーズで回答された、教育相談学習支援グループを中心に、SCやSSWと密に連絡を取り、外部機関や就労支援に繋げるために、気になる生徒をデータベースに登録し、全教職員で情報を共有している神奈川県立横浜修悠館高等学校の取組みは、先行事例として参考になるであろう。

ウ、多様なニーズへの対応について国や自治体は学校をどのように支援していくのか

多様で個別なニーズに対応するには、前述したように時間と多くの経験をもった指導者が必要である。生徒一人当たりの生徒数が少ないとはいっても、一方で、効率的な一斉指導は有効ではない。生徒一人一人に、個別にじっくりと時間をかけて向き合うためには、現在の学校、特に定時制や通信制課程の多くの学校は、教員をはじめとする指導者の数が不足している。さらに、実践事例報告にもあるとおり、教育活動を効果的に進めるためには、SCやSSW、ハローワークや自治体、大学等の関係機関や専門職との連携が欠かせない。外部との連携を深めれば深めるほど係わる人が増え、調整したり意思や方針を揃えたりすることに時間と手間がかかる。学校における働き方改革が言われている現在、ますます人員の配置が重要となるのではないかと。実践報告からも、外国語や特別な支援のための支援員や補助員が、都道府県単位で配置されることが多くなっている。そうした人員配置をさらに進めながら、専任教員の配置を少しでも増やしていくことが望まれる。さらに、ボランティアの導入や配置など、各校や各自治体のさらなる取組みや工夫も求められる。

平成26年6月に中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会が発表した『初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ～高校教育の質の確保・向上に向けて～』においても、「今後とも各高等

学校におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、困難を抱える生徒を多く抱える定時制・通信制課程等の学校においては、特に、学び直しを進めるための補習や教育相談の充実、進路指導等における学校外教育機関等との連携を進めることが求められる。このため、個々の生徒の状況に応じた生徒指導を行うための教員の資質向上を図るとともに、学校間連携の促進や生徒の進路に即した学校外教育機関等の連携促進（大学、専門学校等の高等教育機関や企業、ハローワーク、地域若者サポートステーション等との協力）、学び直しなど補習等の支援や外部との連携・協働を行うための職員の配置促進などが必要である。」としている。この中教審の審議まとめにあるとおりの施策の推進、具体的には、前段の専門職の充実と後段にある専任職員の配置促進を強く希望するものである。中段にある連携の促進等は、この調査研究でも明らかとなったとおり、すでにほとんどの学校において取組まれている。必要なのは、ただ取組み内容を列挙することではなく、具体的な人員の配置や増員を行っていくことであろう。教員の働き方をこの先変えていこうというなら、仕事を減らすか人員を増やすかのどちらかである。定時制・通信制課程の生徒の指導において、取組みを減らす方向が得策ではないのならば、人員増やしていく方向こそが強く望まれる。

